

横浜市環境影響評価技術指針

改定素案

平成 23 年 6 月策定

令和 7 年〇月改定

横浜市

はじめに

横浜市では「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成 7 年 4 月施行）において、環境影響評価制度を環境の保全及び創造を図るための重要な施策のひとつとして位置づけています。横浜市の環境影響評価制度は、多くの環境問題を抱えていた昭和 55 年の横浜市環境影響評価指導指針制定に始まります。平成 9 年の環境影響評価法制定を受け、「横浜市環境影響評価条例」を平成 11 年 6 月 12 日から施行しました。その後、社会情勢の変化や環境影響評価法の改正、運用上の課題などを見据えて、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて環境影響評価制度の改正を行いました。具体的には、「横浜市環境影響評価条例」及び「横浜市環境影響評価条例施行規則」の全部改正を行い、「横浜市環境配慮指針」及び「横浜市環境影響評価技術指針」を策定し、事業の計画段階における環境配慮の手続を導入するなどして、平成 23 年 8 月 1 日から施行しました。指導指針制定以降、これまでに 100 件を超える手続が実施されてきました。

横浜市の環境影響評価は、「ベスト追求型」です。事業計画が環境の保全に十分配慮しているか、環境影響がより一層回避され、又は低減されているかの観点から評価することを基本としています。事業者のみなさまが、メリハリのある環境影響評価項目の選定を意識し、実行可能な範囲で、できる限りより良い措置を目指して検討することを求めています。

また、事業の計画によっては、マイナスの環境影響だけではなく、現況の環境の改善やより良好な環境の創造に寄与する場合も想定されます。そのような環境へのプラス面の効果が想定される場合には、積極的に評価の対象として、事業の内容に対する市民等の理解の促進につなげることが必要です。

昨今、世界的にも生物多様性の損失、気候変動の危機がより一層クローズアップされ環境影響評価制度を取り巻く周囲の社会状況は大きく変化しています。横浜市においても、地球温暖化対策と生物多様性保全を環境行政の基軸として、環境政策を総合的・横断的に推進しています。2050 年カーボンニュートラルや従来の生物多様性の損失を止めるだけではなく回復に転じさせるネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、環境負荷を減らした社会経済活動が必要不可欠です。

このような背景を踏まえ、事業者のみなさまが、最新の科学的知見に注視して、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識し、自らの負担と責任において、環境影響評価、事後調査その他の手続を適切かつ円滑に行うことを期待しています。

令和 7 年〇月
横 浜 市

目 次

第1章	基本的事項	1
第1	技術指針で扱う事項	1
第2	用語の定義	1
第3	図書等の作成に係る事項	2
第2章	計画段階配慮	3
第1	配慮書	4
1	配慮書の作成手順	4
2	配慮書の構成	4
第2	配慮市長意見見解書	6
1	配慮市長意見見解書の作成手順	6
2	配慮市長意見見解書の構成	6
第3章	環境影響評価	8
第1	方法書	8
1	方法書の作成手順	8
2	方法書の構成	11
第2	準備書	14
1	準備書の作成手順	14
2	準備書の構成	18
第3	準備書意見見解書	20
1	準備書意見見解書の作成手順	20
2	準備書意見見解書の構成	21
第4	評価書	21
1	評価書の作成手順	21
2	評価書の構成	21
第4章	事後調査	24
第1	事後調査の考え方	24
第2	事後調査計画書	24
1	事後調査計画書の作成手順	24
2	事後調査計画書の構成	25
第3	事後調査結果報告書	26
1	事後調査結果報告書の作成手順	26
2	事後調査結果報告書の構成	26
別表1	地域の概況	28
別表2	環境影響評価項目	29
別表3	環境影響要因と環境影響評価項目の関連表	31
	技術指針で使用する用語（五十音順）	32

別記 環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法並びに事後調査の方法	35
第1 温室効果ガス	37
第2 生物・生態系	41
第3 緑地	48
第4 水循環	53
第5 廃棄物・建設発生土	58
第6 大気質	63
第7 水質・底質	68
第8 土壌	74
第9 騒音	78
第10 振動	83
第11 地盤	88
第12 悪臭	94
第13 低周波音	98
第14 電波障害	102
第15 日影	106
第16 風環境	110
第17 安全	114
第18 地域交通	118
第19 景観	123
第20 触れ合い活動の場	127
第21 文化財等	131

改訂履歴

平成23年6月策定
平成25年3月改定
平成28年3月改定
令和7年〇月改定

第Ⅰ章 基本的事項

第Ⅰ 技術指針で扱う事項

1 横浜市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査の適切かつ円滑な実施を図るため、その技術的な事項に関する指針を定めたものである。

条例第6条第1項の規定に基づき策定された横浜市環境配慮指針（以下「配慮指針」という。）で取り扱う内容のうち、計画段階配慮書の記載事項については、技術指針で取り扱う。

【解説】

技術指針では、次の事項を扱います。

- (1) 環境影響評価項目
- (2) 調査、予測及び評価の手法
- (3) 事後調査の方法
- (4) その他環境影響評価及び事後調査に関し必要な事項

事業者（配慮書段階では計画段階事業者）は、条例の規定に基づいて、事業特性を整理し、地域特性を把握したうえで、配慮指針及び技術指針で示す手順に沿って次のことを行うものとします。

- ① 配慮指針に基づく計画段階での環境への配慮
- ② 環境影響評価項目の選定
- ③ 調査及び予測の手法の選定
- ④ 選定した環境影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の実施
- ⑤ 事後調査の計画及び実施等

2 技術指針は、条例第7条第3項に基づき、常に適切な科学的判断を加え、必要があると認めるときは、改定するものとする。

【解説】

技術指針は、常に適切な科学的判断を加え、必要があると認めるときは改定します。技術指針で定める調査及び予測の方法等について、最新の合理的かつ客観的な知見が公表され、又は周知され、社会的な認知が得られている場合には、事業者（配慮書段階では計画段階事業者）はその知見を活用することができます。

第2 用語の定義

技術指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。ただし、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

配慮書 計画段階配慮書（条例第57条の2を除く。）をいう。

方法書 環境影響評価方法書（条例第58条を除く。）をいう。

準備書 環境影響評価準備書（条例第 59 条を除く。）をいう。

評価書 環境影響評価書をいう。

第3 図書等の作成に係る事項

1 条例では、配慮書から事後調査結果報告書までの一連の図書等の作成が必要となる。技術指針では、これらの図書等を作成するうえで必要な技術的事項について系統的にまとめた。

一連の図書等を作成する基本的な流れは、別図 1 に示すとおりである。

【解説】

事業者（配慮書段階では計画段階事業者）が作成し、提出する図書等に記載する事項は、条例及び横浜市環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）に定められています。技術指針では、環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に実施されるよう、図書等を作成する標準的な手順及び構成を記載しています。

なお、計画段階配慮の趣旨、手順等は、配慮指針に定められたとおりですが、一連の図書等（配慮書、配慮市長意見見解書、方法書、準備書、準備書意見見解書、評価書、事後調査計画書及び事後調査結果報告書）の作成手順及び構成に統一性をもたせるため、配慮書の作成手順及び構成は、技術指針の第 2 章に記載しています。

2 作成する図書等は、できるだけ表や図等の視覚的資料を用いて、分かりやすく客観的に記載する。また、作成した図書等は、印刷物及び電磁的記録で提出する。

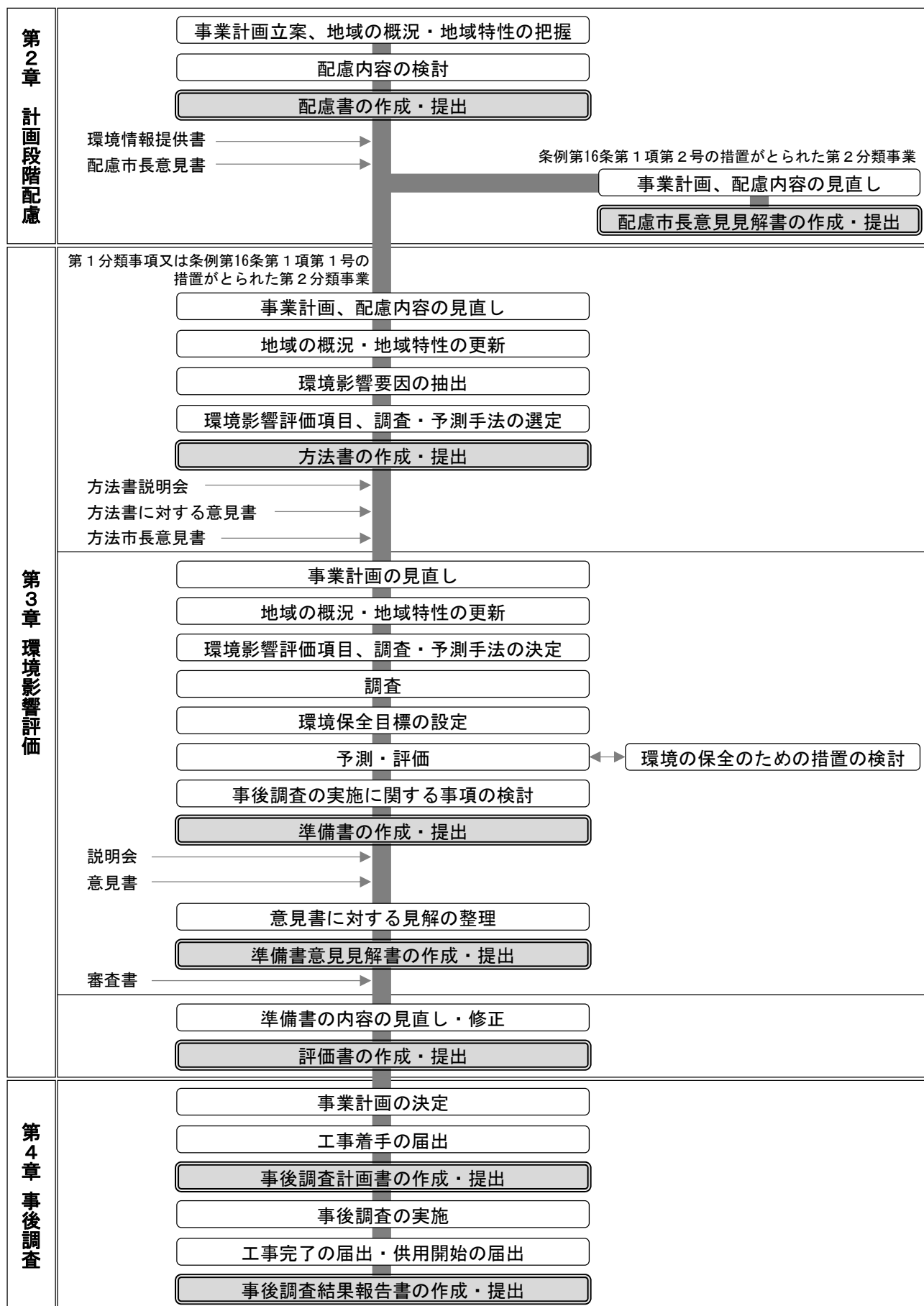
【解説】

一連の図書等は、市民及び横浜市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）等へ計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査の内容を示すために作成するものです。

図書等は、次の事項に留意して作成します。

- (1) 市民が分かりやすい客観的な表現とし、表、図等の視覚的資料を用いて理解しやすいように工夫すること。
- (2) 記載内容について十分に検討し、配慮書から事後調査結果報告書まで整合のとれた内容とすること。
- (3) 図書等に用いる資料、予測に用いる係数、原単位等については、その出典を明らかにし、資料を引用する場合には、著作権について必要な手続を行うこと。
- (4) 技術的、専門的な分析資料又は計算過程などの資料の分量が多い場合は、原則としてこれらは目次を付けた別冊とし、本文中では脚注で参照すること。
- (5) 調査において、希少な生物等が確認された場合には、これらの保護に十分配慮した記載とすること。

別図1 計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査の図書等作成の基本的な流れ



第2章 計画段階配慮

第1 配慮書

1 配慮書の作成手順

配慮書は、事業の目的及び必要性並びに事業特性を整理し、地域特性を把握したうえで、配慮指針に定める配慮事項について、配慮すべき内容を検討して作成する。

なお、地域特性の把握は、別表1に掲げる地域の概況の中から事業特性と関連のある項目について調査し、考察を加えることにより行う。

【解説】

配慮書は、計画段階事業者が事業の計画を立案するにあたり、配慮指針に基づいて配慮事項を選定し、検討した計画段階配慮の内容を具体的に示す図書です。

計画段階配慮の目的は、事業の計画の立案にあたり、あらかじめ環境の保全について配慮することです。このため配慮書は、事業の内容及び規模、事業を実施しようとする区域（以下「計画区域」という。）の選定など、事業計画の見直しが可能な時期に作成します。具体的には、事業の基本構想又は基本計画の立案段階で、事業計画の諸元が明らかになる時期を目安とします。

なお、計画区域の候補が複数あるなど、事業計画について複数の案がある場合は、原則として複数案について各々配慮書を作成することとします。ただし、事業の規模、工法及び施設配置など、部分的に複数案がある場合は、比較表等を用いて配慮書を作成することができます。

計画段階配慮の検討手順は、配慮指針に記載されています。検討手順のうち地域特性の把握は、別表1の地域の概況のうち事業特性と関連のある項目について調査し、考察を加えることによって行います。地域の概況の調査範囲は、計画区域及び環境に影響が生じると想定される周辺地域が含まれるように設定し、原則として最新の既存資料（経年変化を含む。）の収集整理により行います。計画段階配慮の内容を検討するうえで、既存資料を補足する必要がある場合には、専門家等へのヒアリング、目視による調査等を行います。

2 配慮書の構成

配慮書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 事業計画の概要

- ア 計画段階事業者の氏名及び住所
- イ 事業の名称
- ウ 事業の種類、規模
- エ 計画区域
- オ 事業計画に係る許可等の内容
- カ 事業の目的及び必要性
- キ 事業計画の内容
- ク 事業計画を立案した経緯
- ケ 図書作成の受託者

(2) 地域の概況及び地域特性

(3) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

(4) その他必要な事項

(5) 資料

【解説】

(1) 事業計画の概要

事業計画を示すものとして、次の内容を記載します。なお、配慮書の段階では、事業計画が詳細には決まっていない場合もあると考えられますが、市民等に事業計画の内容が伝わるよう、可能な限り具体的に記載します。

なお、事業の規模等が確定していない場合は、原則として想定しうる最大の規模等を記載し、規模及び配置の複数案がある場合には、各々整理して記載します。

ア 計画段階事業者の氏名及び住所

法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載します。

イ 事業の名称

事業の名称を記載します。配慮書を作成する時点で決まっていない場合は、仮称で記載します。

ウ 事業の種類、規模

事業の種類は、条例別表（第2条）に掲げる事業の種類から該当するものを記載します。事業の規模は、規則別表第1を参照して、形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される当該事業の規模を記載します。第1分類事業又は第2分類事業の要件に該当するかを判断するために必要な事項です。

エ 計画区域

計画区域は、地形図など適切な縮尺の平面図に記入して明示します。必要に応じて航空写真を掲載します。

オ 事業計画に係る許可等の内容

どのような法的な根拠で許可等を得て、事業の実施が可能となるのかを規則別表第2も参照して明らかにし、全て記載します。

カ 事業の目的及び必要性

事業の上位計画がある場合には、その内容も記載するとともに、上位計画における当該事業の位置付けを記載します。

キ 事業計画の内容

事業特性が明らかとなるよう、次の項目を参考に記載します。

(ア) 事業概要

(イ) 土地利用計画、施設配置計画

(ウ) 現況図（工作物等の配置、周辺を含む現況の土地利用が分かるもの）

(エ) 完成イメージ図

(オ) 施設の供用に係る事項の概要（施設稼働計画、緑化計画、交通計画等）

(カ) 施工計画

(キ) 事業スケジュール

(ク) その他必要な事項

ク 事業計画を立案した経緯

計画区域並びに施設の構造、規模及び配置等の考え方について、主に環境影響の回避又は低減の

観点から記載します。上位計画がある場合は、その目的及び方針に照らして適切な環境配慮がなされた事業計画になっていることが分かるように記載します。

なお、事業計画の立案においては社会的要素、経済的要素からも検討されることが想定されるため、これらにも触れて経緯を記載します。また、複数案があった場合、単一案に絞った経緯及び理由についても記載します。

ケ 図書作成の受託者

図書作成を受託した者をいいます。受託者の氏名及び住所を記載します。

(2) 地域の概況及び地域特性

把握した地域の概況及び地域特性を記載します。

(3) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮指針に基づいて配慮事項を選定し、検討した計画段階配慮の内容を具体的に記載します。選定しなかった配慮事項については、事業特性及び地域特性から該当しないなど、非選定の理由を記載します。

(4) その他必要な事項

必要に応じて記載します。

(5) 資料

上位計画の内容等を示す資料を掲載します。

第2 配慮市長意見見解書

1 配慮市長意見見解書の作成手順

配慮市長意見見解書は、環境情報及び配慮市長意見書を十分考慮し、計画段階配慮の内容を見直したうえで、配慮市長意見と事業者の見解が対比できるよう作成する。

【解説】

配慮市長意見見解書は、条例第16条第1項第2号の措置（環境影響評価、事後調査その他の手続が行われる必要がない旨の通知）をとられた、第2分類事業を実施しようとする者が、配慮市長意見書についての見解を示す書類です。条例に基づく環境影響評価の手続は行わないものの、以降の事業実施段階において環境への配慮が求められます。

配慮市長意見見解書の作成においては、市民等から提供された環境情報及び配慮市長意見書を十分に考慮して、配慮書に記載した計画段階配慮の内容を見直します。

2 配慮市長意見見解書の構成

配慮市長意見見解書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 事業の概要

ア 計画段階事業者の氏名及び住所

イ 事業の名称

ウ 事業概要

(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

ア 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

イ 環境情報の概要

ウ 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

(3) 資料

【解説】

(1) 事業の概要

「ウ 事業概要」は、事業の目的及び諸元、計画区域等を記載します。配慮書段階で複数案があり、配慮市長意見見解書の段階で1つの案に絞られている場合は、検討の経緯を併せて記載します。

(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

ア 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

配慮の内容は、「1 配慮市長意見書の作成手順」で見直した内容を記載します。配慮書からの変更又は追加した点が分かるように、これらに下線を引くなどして記載します。

イ 環境情報の概要

配慮書の縦覧期間中に提出された環境情報提供書の件数、環境情報の内容を整理して記載します。

環境情報とは、希少な生物の生息情報のような環境の保全に関する情報のことです。計画地及びその周辺の動物の生息状況、樹木などの自然物の状況、過去の地震及び風水害等による被災の状況、故事来歴のある場所、地域特有の景観の状況等が挙げられます。環境の保全に関する情報以外のものはその他の情報として記載します。

ウ 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

対になる意見と見解が分かりやすいよう、表などを活用して記載します。

(3) 資料

規則第15条第1項の判定基準に対する考え方についての資料等を掲載します。

第3章 環境影響評価

第1 方法書

1 方法書の作成手順

方法書は、配慮書に対して提供された環境情報及び配慮市長意見書を踏まえるとともに、事業特性及び地域特性を勘案して、環境影響要因を抽出したうえで、環境影響評価項目を選定し、調査及び予測の手法を検討して作成する。

【解説】

方法書は、環境影響評価の調査及び予測の手法を示す図書です。方法書の手続は、環境影響評価を適切かつ円滑に進めるために行うものであり、環境影響評価項目が選定でき、調査及び予測の手法が選定できる程度には事業内容が固まっている必要があります。規則別表第2に掲げる対象事業の種類ごとの提出時期も踏まえ、適切な時期に提出します。

方法書の作成にあたっては、配慮書に対して提供された環境情報及び配慮市長意見書を踏まえる必要があります。また、事業特性及び地域特性を勘案して環境影響要因を抽出し、影響が大きいと想定される環境影響評価項目を選定し、適切に調査及び予測の手法を検討します。

方法書の作成手順は、次のとおりです。

- (1) 対象事業の計画内容の整理
- (2) 地域特性の把握
- (3) 環境影響要因の抽出
- (4) 環境影響評価項目の選定
- (5) 調査及び予測の手法の検討
- (6) 方法書対象地域の設定

(1) 対象事業の計画内容の整理

対象事業の計画内容として、事業の種類及び規模等の諸元のほかに、事業の目的及び計画を策定した経緯等を整理する。

【解説】

対象事業の計画内容は、次の点について留意して整理します。

ア 環境影響評価項目並びに調査及び予測の手法が適切に検討できるよう、配慮書に記載した事業計画の内容よりできるだけ具体的にします。

イ 提供された環境情報及び配慮市長意見書を踏まえて事業計画を見直した場合は、その経過を明らかにします。

ウ 配慮書において、事業計画に複数の案があった場合は、事業者自らが総合的に検討して1つの案に絞り込んだ内容及び検討の経緯を整理します。

エ 対象事業の内容と密接に関係し、環境影響評価を行ううえで考慮すべき計画がある場合、又は将来、施設の増設等が検討されている場合には、その内容を対象事業の内容と併せて明らかにします。

(2) 地域特性の把握

配慮書において把握した地域特性について、環境情報及び配慮市長意見書を踏まえて見直し、整理する。なお、地域特性の把握に必要な地域の概況は、別表 1 に掲げる事項から環境影響評価を行ううえで必要なものを選択して最新の既存資料により調査し、情報を更新する。地域特性の把握が不十分であるなどの場合は、必要に応じて現地調査等を行う。

【解説】

配慮書段階で把握した地域特性は、地域の概況を方法書作成時点で入手できる最新のデータに更新し、提供された環境情報及び配慮市長意見書を踏まえ、配慮書段階から検討を進めた事業計画も考慮して見直し、整理します。調査及び予測の手法を検討するうえで必要な資料が十分収集できないなどの場合には、現地調査等を行います。

なお、新たに資料を収集するときには、方法書作成時点の最新の既存資料（経年変化を含む。）を使うものとします。事業の計画立案段階で現地調査を行った場合は、その結果を既存資料として取り扱うことができます。

(3) 環境影響要因の抽出

環境影響要因は、事業特性及び地域特性を考慮のうえ、適切に抽出する。

【解説】

環境影響要因とは、事業の実施に伴う環境に影響を及ぼすことが想定される行為及び要因をいい、事業の一部として、工作物を撤去する場合には、当該撤去も環境影響要因に含むものとします。また、環境の改善及び良好な環境の創造に寄与するプラス面の効果をもたらす行為及び要因も、積極的に環境影響要因に含むことが望まれます。プラス面の効果としては、新たな緑地の創出、再生可能エネルギーの利用による温室効果ガス排出量の大幅減などが挙げられます。

環境影響要因の抽出は、事業特性、地域特性、過去の類似事業などから考えられる要因を洗い出し、工事に伴う要因及び存在・供用に伴う要因に分けて捉えることにより行います。工事に伴う要因としては、建設機械の稼働、工事用車両の走行、工作物の設置及び撤去、土地の改変などが挙げられます。存在・供用に伴う要因としては、高層建築物等の工作物の存在、工場及び研究所等の施設の稼働等が挙げられます。

なお、対象事業の内容と密接に関係し、環境影響評価を行ううえで考慮する計画等があれば、その内容も踏まえて環境影響要因の抽出を行います。

(4) 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、事業特性及び地域特性を勘案し、別表 2 に掲げる環境影響評価項目の中から適切なものを選定する。また、別表 3 に示す表を用いて環境影響評価項目と環境影響要因の関係を整理する。

【解説】

環境影響評価項目は、別記の「1 (2) 項目選定する対象事業の考え方」を参考に、事業特性及び地域特性を勘案して、別表 2 に掲げる環境影響評価項目の中から適切なものを選定します。また、別表 3 に

示す表を用いて、環境影響評価項目と環境影響要因が及ぼす影響（プラス面の効果が見込まれる場合はその効果を含む。）について検討し、選定又は非選定の理由を客観的に整理します。

事業計画及び施工計画が詳細には決まっていない場合、類似する事業の環境影響評価、施設の稼働状況等を参考にして、影響が大きいと想定される項目は選定することを検討します。

明らかに軽微な影響にとどまると想定されるもの又は一般的な配慮で十分対応できるものについては、非選定とすることで、効率的な環境影響評価を行います。一般的な配慮で対応することとして非選定とした項目は、事業計画等に具体的な内容を記載します。

(5) 調査及び予測の手法の検討

選定した環境影響評価項目に係る調査及び予測の手法は、環境影響評価項目ごとに別記に沿って適切に検討する。

【解説】

調査及び予測の手法は、「(1) 対象事業の計画内容の整理」及び「(2) 地域特性の把握」の内容を踏まえ、環境影響の内容及びその程度を適切に把握できる手法を次の事項及び別記に沿って検討します。また、評価の手法についても併せて検討します。

ア 調査手法の検討

(7) 調査方法

最新の既存資料（経年変化を含む。）の収集、現地調査、専門家等からの科学的知見の聴取その他の方法により情報を収集し、その結果を整理・解析する方法とします。

(4) 調査期間、地点

調査結果は、予測時のバックグラウンド値、予測結果と対比する現況データとして用いるため、予測手法を踏まえて適切な期間及び地点を設定します。また、季節等により変動の大きい調査項目は、現況を十分に把握できる期間及び頻度で調査を行う計画とします。なお、調査地点を設定する場合は、設定の考え方を明らかにします。

イ 予測手法の検討

(7) 予測方法

環境の変化、環境への負荷の量及びプラス面の効果の予測においては、原則として定量的に把握する方法を用いるものとします。ただし、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する方法とします。

(4) 予測地域

環境影響を適切に把握し得る範囲を設定し、設定した理由を整理します。

(4) 予測地点

予測地点を設定する場合は、予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全又は配慮すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切かつ効果的であると認められる地点を設定し、その理由を整理します。

(4) 予測時期

工事中及び存在・供用時の区分、又は環境影響要因ごとに適切に設定します。工事中については、原則として工事の実施による影響が最大で、予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯とします。存在・供用時については、原則として工事の完了後又は土地若しくは

工作物において行われる事業活動その他の人の活動の開始（以下「供用開始」という。）後の定常状態になる時期とします。

(6) 方法書対象地域の設定

方法書対象地域は、条例第 19 条第 1 項の規則で定める基準に従って適切に設定する。

【解説】

方法書対象地域は、既に入手している情報により、環境影響が及ぶ範囲を想定して、次の考え方を参考に適切に設定します。町丁目の単位で設定することを原則としますが、対象となる町丁目において環境影響を受けないと認められる範囲が大きい場合は、河川、道路、線路等の地形地物で区切ってもよいものとします。

- ア 工事中の建設機械の稼働、存在・供用時の施設の稼働等に伴い、大気汚染物質、水質汚濁物質、騒音、振動等による影響が及ぶと想定される範囲
- イ 工事用車両等の走行に伴い、大気汚染物質、騒音及び振動による影響が及ぶと想定される道路沿道を含む範囲
- ウ 対象事業の実施による日影の影響が及ぶと想定される範囲
- エ 対象事業の実施によりテレビ電波の受信障害が生じ、影響が及ぶと想定される範囲
- オ 対象事業の実施により局地的な風向・風速の変化が生じ、強風現象の影響が及ぶと想定される範囲
- カ 対象事業の実施により地域交通に影響が及ぶと想定される範囲
- キ その他対象事業の実施により影響が及ぶと想定される範囲

2 方法書の構成

方法書の構成は、原則として次のとおりとする。

- (1) 配慮市長意見書等を総合的に検討して計画段階配慮書の内容を変更した事項
- (2) 対象事業の計画内容
 - ア 事業者の氏名及び住所
 - イ 対象事業の名称
 - ウ 対象事業の種類、規模
 - エ 対象事業実施区域
 - オ 対象事業に係る許可等の内容
 - カ 対象事業の目的
 - キ 対象事業の内容
 - ク 施工計画
 - ケ 計画を策定した経緯
 - コ 環境影響評価の受託者
- (3) 地域の概況及び地域特性
 - ア 調査対象地域の設定
 - イ 地域の概況
 - ウ 地域特性

- (4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
 - ア 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容
 - イ 環境情報の概要
 - ウ 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解
- (5) 環境影響要因及び環境影響評価項目
 - ア 環境影響要因の抽出
 - イ 環境影響評価項目の選定
- (6) 環境影響評価項目に係る調査及び予測の手法
- (7) 方法書対象地域
- (8) その他環境影響評価に必要な事項
- (9) 資料

【解説】

- (1) 配慮市長意見書等を総合的に検討して計画段階配慮書の内容を変更した事項

配慮市長意見書及び環境情報等を総合的に検討して配慮書の内容を変更した事項については、変更点及び方法書での記載概要を簡潔に記載します。

- (2) 対象事業の計画内容

対象事業の計画内容は、環境影響要因及び環境影響評価項目の選定の前提となるものです。配慮書段階よりも検討が進んだ内容については、より具体的に記載します。また、配慮書段階で複数案があった場合は、1つの案に絞り込んだ内容を記載します。

- ア 事業者の氏名及び住所

法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載します。

- イ 対象事業の名称

対象事業の名称を記載します。方法書を作成する時点で決まっていない場合は、配慮書に準じます。

- ウ 対象事業の種類、規模

配慮書に準じて記載します。

- エ 対象事業実施区域

配慮書に準じた内容とし、地形図など適切な縮尺の平面図に区域を記入して明示します。対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）には、必要に応じて対象事業に起因する仮設道路の設置、道路、水路等の付け替え又は地下埋設物に関連する工事の範囲も含めます。

- オ 対象事業に係る許可等の内容

配慮書に準じた内容とし、対象事業の実施に係る許認可事項を全て記載します。

- カ 対象事業の目的

配慮書に準じて記載します。

- キ 対象事業の内容

配慮書に準じた内容とし、事業計画の検討の進捗に伴い具体的にになった事項は更新して記載します。

- ク 施工計画

施工期間、施工方法、工事用車両の走行ルート、工事の施工時間、使用する建設機械等を記載し

ます。施工手順が分かりにくい場合には、施工ステップ図を記載するなど、環境影響要因が理解しやすいよう工夫します。工事に伴い、仮設の歩道等の安全対策を実施する場合は、その内容を併せて記載します。

ケ 計画を立案した経緯

配慮書に準じて記載します。配慮書段階で複数案があった場合は、1つの案に絞り込んだ検討の経緯も併せて記載します。

コ 環境影響評価の受託者

環境影響評価を受託した者をいいます。受託者の氏名及び住所を記載します。

(3) 地域の概況及び地域特性

地域特性は、環境影響要因及び環境影響評価項目の選定の前提となるものです。配慮書に準じた内容とし、方法書作成時点で入手可能な最新の既存資料に更新するほか、現地調査等を行った場合はその内容を反映して記載します。

(4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮書で記載した内容について、環境情報及び配慮市長意見書を十分に考慮して再検討した内容を記載します。また、事業計画の検討の進捗に伴い再検討した場合は、その内容も記載します。

(5) 環境影響要因及び環境影響評価項目

ア 環境影響要因の抽出

抽出した環境影響要因及びその概要を記載します。

イ 環境影響評価項目の選定

選定した環境影響評価項目を別表3に示す「環境影響要因と環境影響評価項目の関連表」を用いて整理し、工事中と存在・供用時の別に環境影響評価項目の選定又は非選定の理由を記載します。

また、対象事業の実施によるプラス面の効果を見込む項目がある場合には、環境影響評価項目の選定又は非選定の理由の中で、その旨が分かるように記載します。

(6) 環境影響評価項目に係る調査及び予測の手法

環境影響評価項目ごとに別記に沿って検討した内容は、調査手法と予測手法に分けて整理して記載します。

調査手法については、調査地域、調査地点及びそれらの設定の考え方も記載します。

予測手法については、予測方法が定量的か定性的かについても記載します。

併せて検討した評価の手法も記載します。

(7) 方法書対象地域

適切な縮尺の図面に範囲を明示するとともに、範囲の設定の考え方及び対象とする町丁名の一覧を明記します。

(8) その他環境影響評価に必要な事項

必要に応じて記載します。

(9) 資料

調査及び予測の手法に係る検討経過を示す資料、上位計画の内容を示す資料等を記載します。

第2 準備書

1 準備書の作成手順

準備書は、方法市長意見書を勘案するとともに、方法書に対する市民等からの意見書に配慮して、環境影響評価項目並びに調査及び予測の手法について検討を加え、これらについて確定した後、調査を実施し、予測及び評価を行い作成する。

【解説】

準備書は、環境影響評価を行うにあたって環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行い、その結果を記載するもので、最終的な評価となる評価書の準備のための図書（評価書の案）です。そのため、客観的に予測できる程度に事業内容が固まっている必要があります。

環境影響評価の方法は、方法市長意見書を勘案するとともに、方法書に対する市民等からの意見書に配慮して、方法書の内容に必要な検討を加えて確定します。その後、各環境影響評価項目について調査、予測及び評価を実施したうえで、それらの結果を整理して準備書を作成します。準備書の作成に際しては、広く市民が理解できるように、分かりやすく客観的な記載とします。

準備書の作成手順は、次のとおりです。

- (1) 調査の実施及び結果の整理
- (2) 事業計画の諸元の見直し
- (3) 環境保全目標の設定
- (4) 予測の実施及び結果の整理
- (5) 環境の保全のための措置の検討
- (6) 評価
- (7) 環境影響の総合的な評価
- (8) 事後調査の実施に関する事項の検討
- (9) 対象地域の設定

(1) 調査の実施及び結果の整理

調査は、環境影響評価項目として選定したそれぞれの項目について、地域の概況で把握した内容に加えて、別記に掲げる調査項目の中から必要な項目を選択して調査を実施することで、予測及び評価等に必要な資料を得るために行う。

調査結果は、予測及び評価等に用いやすいように整理する。

【解説】

調査は、既存資料調査、現地調査、専門家等からの科学的知見の聴取その他の方法により情報を収集し、その結果を整理及び解析するものです。調査にあたっては、次の事項に留意します。

ア 既存資料調査

調査に用いる既存資料の観測地点又は調査範囲が対象事業実施区域又は環境に影響が生じると想定される周辺地域（以下「周辺地域等」という。）に含まれること、調査時期が入手可能な最新の資料であることなどを確認して整理し、必要に応じて経年変化も把握します。既存資料の観測地点又は調査範囲が周辺地域等に含まれない場合は、地域特性が類似している地域であることを確認し、

資料の内容を整理します。

イ 現地調査

現地調査を行う場合には、別記に沿って環境影響評価項目の特性に応じた調査地域、調査地点を適切に設定します。調査の際には、希少な生物の生息・生育環境を損傷しないよう、十分に配慮します。

ウ 調査結果の整理

予測及び評価の検討に用いやすいよう、できるだけ定量化、図表化して整理します。他の環境影響評価項目に関連する結果が得られた場合は、活用できるよう考察を加えて整理します。

(2) 事業計画の諸元の見直し

方法書で把握した地域特性に方法市長意見書を勘案し、市民等からの意見書に配慮して、必要に応じて事業計画の諸元を見直す。

【解説】

準備書段階では、方法書段階で把握した地域特性に方法市長意見書及び市民等からの意見書に加え、「(1) 調査の実施及び結果の整理」の内容も踏まえて、地域特性に再度考察を加えます。考察を加え環境影響を考慮し、事業計画の諸元を見直す場合は、その経緯等も整理します。

(3) 環境保全目標の設定

環境保全目標は、環境影響評価項目ごとに別記を参考に検討し、実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかの視点から適切に設定する。

【解説】

環境保全目標は、事業特性、地域特性及び調査結果を考慮のうえ、横浜市の策定した計画・指針等における目標等を踏まえ、できる限りより良い環境を目指して、現在の環境への影響を最小限にすること、プラス面の効果を見込む場合は良好な環境を創出することを念頭に置き、別記を参考に適切に設定します。

環境保全目標は、定量的な目標を原則としますが、予測項目によっては、それが難しい場合もあります。定性的な目標となる場合でも、定量的な予測結果に基づく客観的な評価ができるように検討します。

(4) 予測の実施及び予測結果の整理

予測は、調査によって把握した現在の環境が、対象事業の実施によって、将来どのように変化するかを明らかにするよう行い、調査結果及び環境保全目標と対比した評価ができるように結果を整理する。

【解説】

予測は、定量的な予測を原則とします。環境の保全のための措置をとる場合には、原則としてその措置の内容を反映して予測します。これは、予測結果から、環境影響の回避若しくは低減が十分に図られているか、又は環境の保全のための措置が適切かを評価するためです。

予測にモデルを用いる場合は、そのモデルの特性を十分に理解し、再現性などモデルの適合性につい

て十分に確認するものとします。また、予測条件として、公的機関、研究所等が提供する最新の原単位又は類似事業の実績値等を用いる場合は、精度の高いものとし、出典を明らかにします。

なお、予測の精度に懸念がある場合は、2種類以上の予測方法を用いて相互に精度の不足を補完するように努めるものとします。

予測結果は、調査結果又は環境保全目標と対比がしやすいよう、図表等を用いて分かりやすく整理します。

(5) 環境の保全のための措置の検討

環境の保全のための措置は、事業者により実行可能な範囲で対象事業の実施による環境影響を回避又は低減するために検討する。

【解説】

環境の保全のための措置は、調査、予測及び評価の過程において環境影響を回避、低減又は代償するために検討する措置に加え、なお残る環境影響に対して環境の保全を目的として講じる措置等を含みます。

環境の保全のための措置は、事業の計画策定段階において十分検討するものですが、予測に際し、改めて内容等を整理します。事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の実施主体及び内容等を明らかにします。

予測結果が環境保全目標を満足できない場合には、環境の保全のための措置の内容を見直します。

また、予測結果が環境保全目標を満足できる場合でも、より環境影響の低減等を図るための措置について検討します。

なお、将来、環境の保全のための措置が必要となる場合は、環境の状況を把握する時期及び方法、措置の内容等について検討します。

(6) 評価

評価は、原則として、設定した環境保全目標と予測結果を対比することにより行う。また、対象事業の計画内容が環境影響の回避又は低減等を図っているかを考察する。

【解説】

評価は、対象事業の実施による環境影響の程度について、また、環境影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、若しくは低減されているか、又はプラス面の効果が発揮されるかについて、予測結果に基づいて客観的に判断するために行うものです。選定した環境影響評価項目ごとに、調査、予測の結果及び環境の保全のための措置をとる場合にはその内容を踏まえ、環境保全目標に照らして評価します。評価に際しては、根拠及び検討の経緯を明らかにします。プラス面の効果を評価する環境影響評価項目については、対象事業の実施によりどの程度環境が改善するか、又はどのような環境が創造されるかを評価します。

予測結果が環境保全目標を満足できない場合は、環境の保全のための措置を見直して再評価するものとします。

(7) 環境影響の総合的な評価

環境影響評価項目ごとの評価の結果を踏まえて、環境影響の総合的な評価を行うものとする。

【解説】

環境影響評価項目ごとの評価の結果に基づき、対象事業の実施による環境影響の回避及び低減並びにプラス面の効果等の内容を総括して、総合的な評価を行います。複数の環境影響評価項目に及ぼす影響がある場合は、これらの相互関係を把握したうえで、全体として適切な環境への配慮がなされているかについて検証します。

(8) 事後調査の実施に関する事項の検討

事後調査は、条例第 37 条の規定に基づき、対象事業に係る工事の施工中及び工事の完了後に実施するものである。準備書においては、環境影響評価の結果を踏まえ、事後調査に関する事項として、次の事項を検討する。

ア 事後調査の実施にあたっての考え方

イ 事後調査を実施する環境影響評価項目の選定

ウ 事後調査の内容

(ア) 環境影響評価項目の工事中、存在・供用時の区分

(イ) 環境影響要因

(ウ) 調査項目

(エ) 調査頻度及び実施時期

(オ) 調査地域又は調査地点

(カ) 調査方法

(キ) その他必要と認める事項

【解説】

環境影響評価では、予測手法等に起因する予測の不確実性又は環境の保全のための措置の効果に係る科学的知見が乏しいなどの不確定要素が潜在しているため、予測及び評価の結果並びに環境の保全のための措置を検証するために事後調査を実施します。

事後調査は、対象事業に係る工事中及び存在・供用時に実施し、調査の結果から予測及び評価の結果並びに環境の保全のための措置を検証し、環境保全目標を達成できない場合は、追加的な環境の保全のための措置の検討を行います。事後調査に関する事項は、環境影響評価の結果を踏まえて検討すべきものであるため、準備書の段階において、第 4 章を参照し、別記も参考に十分な検討を行います。

事後調査は、原則として現地調査により行いますが、必要に応じて公的機関の調査結果を利用する方法を選択することもできます。また、現地調査で環境影響の程度の把握が困難な場合は、負荷量の把握又は環境の保全のための措置の実施状況を調査するなどの方法で回避、低減等の状況を確認します。

また、事後調査の実施に関する事項の検討にあたっては、次の事項に留意します。

ア 予測手法等に起因する予測の不確実性が高いと考えられる場合、環境の保全のための措置の効果に係る科学的知見が乏しいなどの場合は、事後調査項目として選定し、選定又は非選定の理由を明らかにします。

イ 事後調査の頻度及び実施時期は、環境影響要因に応じて、工事中と存在・供用時に分けて検討し

ます。原則として、工事中は環境影響が最も大きくなる時期、存在・供用時は施設の供用開始後、環境影響の状況が定常化する時期とします。ただし、影響の出現に時間を要するもの、影響の程度に経時的な変動が想定されるもの等については、必要に応じて一定期間のモニタリング調査を行うものとします。また、工事の期間が長期にわたる事業については、工事中に数回に分けて事後調査結果を公表することが望ましいため、回数及び公表時期を検討します。

(9) 対象地域の設定

対象地域は、条例第 26 条第 1 項の規則で定める基準に従って適切に設定する。

【解説】

対象地域は、方法書に対する市民等からの意見書の内容及び環境影響評価の結果等を踏まえ、次の考え方を参考に、環境影響を受けるおそれがある範囲を全て含むよう適切に設定します。町丁目の単位で設定することを原則としますが、対象となる町丁目において環境影響を受けないと認められる範囲が大きい場合は、河川、道路、線路等の地形地物で区切ってもよいものとします。

- ア 施設（ばい煙発生施設等）の稼働に伴う大気質の予測及び評価を行った場合、大気汚染物質の最大着地濃度地点を含む距離を半径とした範囲
- イ 高層建築物の存在に伴う風環境の予測及び評価を行った場合、対象事業実施区域から建築物の高さを 2 倍程度した距離の範囲
- ウ 対象事業の実施による騒音、振動等の影響が最大となる地点を含む範囲
- エ 対象事業の実施による日影が影響を及ぼすおそれがある範囲
- オ 対象事業の実施によりテレビ電波の受信障害が生じるおそれがある範囲
- カ 対象事業の実施により交通混雑が生じるおそれがある交差点を含む範囲
- キ 最寄の幹線道路に至るまでの工事用車両等の走行ルート沿道の 50m 程度の範囲
- ク その他対象事業実施により環境影響のおそれがあると認められる範囲を含む範囲

2 準備書の構成

準備書の構成は、原則として次のとおりとする。

- (1) 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項
- (2) 対象事業の計画内容
 - ア 事業者の氏名及び住所
 - イ 対象事業の名称
 - ウ 対象事業の種類、規模
 - エ 対象事業実施区域
 - オ 対象事業に係る許可等の内容
 - カ 対象事業の目的
 - キ 対象事業の内容
 - ク 施工計画
 - ケ 計画を策定した経緯
 - コ 環境影響評価の受託者
- (3) 地域の概況及び地域特性

- ア 調査対象地域の設定
- イ 地域の概況
- ウ 地域特性
- (4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
- (5) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
 - ア 環境影響要因の抽出
 - イ 環境影響評価項目の選定
- (6) 環境影響評価の結果
 - ア 調査
 - イ 環境保全目標の設定
 - ウ 予測
 - エ 環境の保全のための措置
 - オ 評価
 - カ 将来、環境の保全のための措置が必要となった場合の状況把握の方法
- (7) 環境影響の総合的な評価
- (8) 事後調査の実施に関する事項
 - ア 事後調査の実施にあたっての考え方
 - イ 事後調査を実施する環境影響評価項目の選定
 - ウ 事後調査の内容
- (9) 対象地域
- (10) 方法書に対する意見及び見解等
 - ア 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解
 - イ 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解
 - ウ 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解
- (11) その他環境影響評価に必要な事項
- (12) 資料

【解説】

- (1) 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項

方法市長意見書、方法書に対する市民等からの意見書等を総合的に検討して、方法書の内容を変更した事項については、変更点及び準備書での記載概要を簡潔に記載します。
- (2) 対象事業の計画内容

対象事業の計画内容は、調査、予測及び評価の前提となるものです。方法書に準じた内容とし、方法書段階よりも検討が進んだ内容については、より具体的に記載します。
- (3) 地域の概況及び地域特性

地域特性は、調査、予測及び評価の前提となるものです。方法書に準じた内容とし、準備書作成時点で入手可能な最新の既存資料を用いて更新します。
- (4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

方法書から事業計画の検討が進んで内容に不整合が生じた場合は、それまでの手続の内容を踏まえて適切に修正します。また、方法市長意見書等で再検討、修正等の指摘があった場合には、それらの

意見を踏まえて見直した内容を反映して記載します。

(5) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

方法書に準じた内容とし、方法市長意見書等を踏まえ内容を見直した場合は、見直した内容を反映して記載します。

(6) 環境影響評価の結果

選定した環境影響評価項目ごとに、調査、予測及び評価の手法並びに結果を記載します。科学的かつ客観的に、分かりやすく記載します。

環境の保全のための措置については、予測に反映した措置と反映しなかった措置の区別をつけて整理し、環境の保全のための措置の内容等を併せて記載します。

また、事業者以外の者による環境の保全のための措置を採用する場合には、当該措置の実施主体及び内容等を記載します。

(7) 環境影響の総合的な評価

各環境影響評価項目の調査、予測及び評価の結果を踏まえた総合的な評価を客観的に分かりやすく記載します。

なお、配慮指針に基づいて行った配慮の内容等を踏まえて、総合的に対象事業を評価した内容を記載できるものとします。

(8) 事後調査の実施に関する事項

環境影響評価の結果を踏まえて検討した内容は、表を用いるなどして分かりやすく記載します。

(9) 対象地域

適切な縮尺の図面に範囲を明示するとともに、範囲の設定の考え方を記載します。

(10) 方法書に対する意見及び見解等

方法書説明会の開催状況、方法書に対する意見書の概要及び意見への事業者の見解、方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解を記載します。対になる意見と見解が分かりやすいよう、表などを活用して見やすく整理します。

(11) その他環境影響評価に必要な事項

必要に応じて記載します。

(12) 資料

予測条件設定に用いた資料、計算の過程等、本編に掲載するには分量が大きい資料を資料編に掲載します。なお、図書のページ数が多く、取扱いが不便な場合には、(10)から(12)の項目を別冊とすることもできます。

第3 準備書意見見解書

Ⅰ 準備書意見見解書の作成手順

準備書意見見解書は、準備書に対する市民等からの意見書の概要と事業者の見解を対比できるように作成する。

【解説】

準備書意見見解書は、準備書に対する環境の保全の見地から寄せられた市民等からの意見に対して、事業者の見解を示す書類です。事業者は、市民等の意見について主旨を適切に把握し、真摯に見解を示すものとします。

2 準備書意見見解書の構成

準備書意見見解書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 対象事業の概要

ア 事業者の氏名及び住所

イ 対象事業の名称

ウ 事業概要

(2) 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解

【解説】

(1) 対象事業の概要

「ウ 事業概要」は、準備書に記載した対象事業の種類及び規模並びに対象事業実施区域等を記載します。

(2) 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解

意見書の概要は、同様な主旨の意見内容をまとめて、環境影響評価項目ごとに整理します。対になる意見と見解が分かりやすいよう、表などを活用して記載します。このほかに、準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解を補足するものとして、説明会の開催状況、説明会での質疑、意見の概要等についても記載することが望ましいです。

第4 評価書

1 評価書の作成手順

評価書は、審査書を勘案するとともに、市民等からの意見書等に配慮して、環境の保全のための措置、事後調査計画など準備書の内容について総合的に検討を加えて作成する。

【解説】

評価書は、審査書を十分勘案して、また説明会での質疑及び意見並びに準備書に対する意見書等に配慮して、準備書の内容について検討を加え、環境影響の最終的な評価をとりまとめる図書です。

評価書の作成は、準備書の作成手順に準じるものとします。準備書からの変更点についても分かりやすく記載します。

2 評価書の構成

評価書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項

(2) 対象事業の計画内容

ア 事業者の氏名及び住所

イ 対象事業の名称

ウ 対象事業の種類、規模

エ 対象事業実施区域

オ 対象事業に係る許可等の内容

カ 対象事業の目的

- キ 対象事業の内容
- ク 施工計画
- ケ 計画を策定した経緯
- コ 環境影響評価の受託者
- (3) 地域の概況及び地域特性
 - ア 調査対象地域の設定
 - イ 地域の概況
 - ウ 地域特性
- (4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
- (5) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
 - ア 環境影響要因の抽出
 - イ 環境影響評価項目の選定
- (6) 環境影響評価の結果
 - ア 調査
 - イ 環境保全目標の設定
 - ウ 予測
 - エ 環境の保全のための措置
 - オ 評価
 - カ 将来、環境の保全のための措置が必要となった場合の状況把握の方法
- (7) 環境影響の総合的な評価
- (8) 事後調査の実施に関する事項
 - ア 事後調査の実施にあたっての考え方
 - イ 事後調査を実施する環境影響評価項目の選定
 - ウ 事後調査の内容
- (9) 対象地域
- (10) 準備書に対する意見及び見解等
 - ア 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解
 - イ 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解
 - ウ 審査書に記載された市長の意見及び事業者の見解
- (11) 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項
- (12) 方法書に対する意見及び見解等
 - ア 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解
 - イ 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解
 - ウ 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解
- (13) 審査会に提出した資料等
- (14) その他環境影響評価に必要な事項
- (15) 資料

【解説】

- (1) 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項

審査書等を総合的に検討して準備書に記載した内容を変更した場合は、変更点、変更理由及び評価書での記載概要を簡潔に記載します。

(2) 対象事業の計画内容

準備書に準じた内容とし、審査書等を総合的に検討して対象事業の計画を変更した場合は、変更した内容を記載します。

(3) 地域の概況及び地域特性

調査、予測及び評価の前提として整理したものであるため、原則として準備書から更新はしないものとします。

(4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

準備書に準じて記載します。

(5) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

準備書に準じて記載します。

(6) 環境影響評価の結果

審査書等を総合的に検討して予測、環境の保全のための措置及び評価を変更又は追加した場合は、変更後の内容を記載します。

(7) 環境影響の総合的な評価

審査書等を総合的に検討して内容を変更した場合は、変更後の内容を記載します。

(8) 事後調査の実施に関する事項

審査書等を総合的に検討して内容を変更又は追加した場合は、変更後の内容を記載します。

(9) 対象地域

準備書に準じて記載します。

(10) 準備書に対する意見及び見解等

準備書説明会の開催状況、意見書として提出された準備書に対する環境の保全の見地からの意見への見解を記載します。対になる意見と見解が分かりやすいよう、表などを活用して見やすく整理します。準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解は、原則として、準備書意見見解書の内容とします。

(11) 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項

原則として準備書から更新はしないものとします。

(12) 方法書に対する意見及び見解等

原則として準備書から更新はしないものとします。

(13) 審査会に提出した資料等

審査会に提出した資料等は、最終的な評価に至るまでの経緯として重要な資料です。そのため、方法書以降に審査会へ提出した資料等は、時系列又は環境影響評価項目ごとに分かりやすく整理します。

(14) その他環境影響評価に必要な事項

準備書に準じて記載します。

(15) 資料

準備書に準じて予測条件設定に用いた資料等を掲載します。図書のページ数が多く、取扱いが不便な場合には、(10)から(15)を別冊とすることもできます。

第4章 事後調査

第1 事後調査の考え方

事後調査は、予測及び評価の結果並びに環境の保全のための措置を検証するため、評価書に記載した事後調査の実施に関する事項に従って実施する。実施の方法は次のとおりである。

(1) 事後調査の実施時期

原則として、評価書に記載した事後調査の実施時期とする。ただし、施工計画又は供用開始後の施設の稼働状況によって適切な時期に変更することができる。

(2) 事後調査の地域及び地点

原則として、評価書に記載した事後調査の調査地域、調査地点とする。これ以外に影響が及ぶことが明らかに認められる場合には、その箇所も調査地域に含め、必要に応じて調査地点を追加する。

(3) 事後調査の方法

原則として、評価書に記載した調査方法とする。ただし、評価書に記載した方法によることが困難な場合には、同等以上の結果が得られる方法を用いることができる。

【解説】

事後調査を実施する環境影響評価項目は、原則として、予測の不確実性が高い等の理由から選定して評価書に記載したものとします。

対象事業の種類によっては、工事期間が大変長いものもあるため、適切な時期に事後調査の計画、実施及び報告が行えるよう、着手後は定期的に打ち合わせを行うなど、適宜、事業の進捗状況を市に連絡します。

(1) 事後調査の実施時期

原則として、評価書に記載した事後調査の実施時期とします。ただし、工事の施工計画又は供用後の運用計画の変更等により時期を変更する必要性が生じた場合には、適切に見直して実施します。工事中は工事の実施による影響が最大の時期、存在・供用時は供用開始後の定常状態になる時期を原則とします。時期を変更した場合には、その理由及び変更後の時期の適切さを明らかにします。

(2) 事後調査の地域及び地点

原則として、評価書に記載した事後調査の地域及び地点とします。ただし、施工計画の変更又は周辺状況の変化等により、計画した調査地域及び地点以外の調査が必要となる場合は、その地域及び地点も含めるものとし、追加する理由を明らかにします。

(3) 事後調査の方法

原則として、事後調査は現地調査により行いますが、必要に応じて公的機関の調査結果を利用する方法を選択することもできます。なお、環境の保全のための措置の実施状況は、関連資料、ヒアリング等により把握し、必要に応じて写真を添付します。

第2 事後調査計画書

1 事後調査計画書の作成手順

事後調査計画書は、評価書で記載した事後調査の実施に関する事項の内容を踏まえて、事後調査を実施しようとするときに作成する。

【解説】

事後調査計画書は、次の点に留意して作成します。

(1) 事後調査計画書の作成時期

事後調査計画書は、原則として、時期を工事中と供用後に分けて作成します。工事中については、対象事業に着手する時期又は事後調査の実施時期に応じて、事後調査を実施しようとするときに事後調査計画書を作成します。供用後については、施設を供用開始する時期又は事後調査の実施時期に応じて、事後調査を実施しようとするときに事後調査計画書を作成します。

(2) 事後調査の手法

施工計画又は供用開始後の運用計画の内容に応じて手法を見直した場合は、変更した内容及び理由を明らかにします。

2 事後調査計画書の構成

事後調査計画書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 対象事業の計画内容

- ア 事業者の氏名及び住所
- イ 対象事業の名称
- ウ 対象事業の種類、規模
- エ 対象事業実施区域
- オ 対象事業の概要
- カ 対象事業の実施状況

(2) 工事の施工計画又は供用開始後の運用計画

(3) 評価書で記載した事後調査を実施する環境影響評価項目及び事後調査の内容

(4) 評価書で記載した事後調査の内容に検討を加えたもの

(5) 事後調査を行う期間

(6) 事後調査結果報告書を提出する時期

(7) 事後調査の受託者

【解説】

(1) 対象事業の計画内容

事後調査の前提となる事業計画が理解できるよう簡潔に記載します。なお、評価書の提出後、変更（事業内容の修正の届出が不要の範囲の変更）があった場合には、その時点における最新の内容を反映して記載します。

(2) 工事の施工計画又は供用開始後の運用計画

(1)と同様に記載します。

(3) 評価書で記載した事後調査を実施する環境影響評価項目及び事後調査の内容

評価書に基づいて記載します。

(4) 評価書で記載した事後調査の内容に検討を加えたもの

(1)(2)を踏まえて(3)に検討を加えた結果、内容を見直した場合には、その理由が明らかとなるように整理して記載します。

(5) 事後調査を行う期間

具体的な実施時期及び期間を整理して記載します。

(6) 事後調査結果報告書を提出する時期

原則として、調査の実施後、調査結果がまとまる時期を想定して記載します。

ただし、調査期間が長期である場合に複数回に分けて事後調査結果報告書を提出すること、又は毎年モニタリング調査を実施する場合に数年分をまとめた事後調査結果報告書を提出することもできます。そうした場合には提出する回数及び時期を記載します。

(7) 事後調査の受託者

事後調査を受託した者をいいます。受託者の氏名及び住所を記載します。

第3 事後調査結果報告書

1 事後調査結果報告書の作成手順

事後調査結果報告書は、評価書に記載した予測結果及び環境保全目標と事後調査の調査結果を対比するとともに、環境の保全のための措置の状況なども併せて対比して整理及び考察し、作成する。

事後調査の調査結果が予測結果及び環境保全目標と著しく異なり、環境に著しい影響を与えるおそれがある場合には、追加的な環境の保全のための措置を検討し、予測及び評価を行ったうえで環境の保全のための措置を講じるよう努める。

【解説】

事後調査結果報告書（工事中、供用後）は原則として、調査終了後、速やかに提出するものとします。ただし、複数の事後調査の実施時期が近接している場合は、複数の調査結果をまとめて報告することができます。

なお、事後調査の結果が予測結果と異なり、環境に著しい影響を与えるおそれがある場合には、事後調査結果報告書の作成を待たず、直ちに市に結果を報告するものとします。併せて、調査結果を検証し、追加的な環境の保全のための措置を検討します。

2 事後調査結果報告書の構成

事後調査結果報告書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 対象事業の内容

- ア 事業者の氏名及び住所
- イ 対象事業の名称
- ウ 対象事業の種類、規模
- エ 対象事業の実施区域
- オ 対象事業の概要
- カ 対象事業の実施状況
- キ 事後調査の受託者

(2) 事後調査結果

- ア 事後調査計画書に記載した事後調査を実施する環境影響評価項目及び事後調査の内容
- イ 事後調査の実施時期、実施期間
- ウ 事後調査結果
- エ 評価書に記載した予測結果、環境保全目標及び環境の保全のための措置

オ 事後調査結果の考察

カ 追加的に環境の保全のための措置を講じた場合、その措置、予測及び評価の結果又は事後調査の結果

【解説】

(1) 対象事業の内容

事後調査の前提となる事業計画が理解できるよう、評価書の内容を簡潔に記載します。なお、評価書及び事後調査計画書の提出後、変更（事業内容の修正の届出が不要の範囲の変更）があった場合には、その時点における最新の内容を反映し、理由も併せて記載します。

対象事業の実施状況は、工事の進捗状況、対象事業に係る土地又は施設の供用の状況を記載します。工事の施工スケジュールを変更した場合は、変更後の内容及び理由を記載します。

事後調査の受託者は、事後調査を受託した者をいいます。受託者の氏名及び住所を記載します。

(2) 事後調査結果

事後調査の結果は、評価書に記載した予測結果と比較できるように記載します。また、事後調査実施時における環境の保全のための措置の実施状況について記載します。

事後調査の結果が予測結果と著しく異なる場合には、調査結果を検証した内容を記載します。さらに、追加的な環境の保全のための措置を実施した場合には、その内容、評価の結果及び実施後の事後調査の結果を記載します。

別表Ⅰ 地域の概況

項目	内容
気象の状況	気温、降水量、風向、風速等
地形、地質、地盤の状況	地形、地質、土の物理・化学的性質等
水循環の状況	河川の位置・流域・流量、地下水及び湧水の状況、海域の水深・潮流等
植物、動物の状況	植生、動物の生息及び分布、農地・森林の分布等
人口、産業の状況	行政区域別の面積・人口等、産業分類別事業所数・従業員数・生産量等
土地利用状況	用途地域、土地利用等
交通、運輸の状況	道路ネットワーク・交通量、鉄道路線・乗降客数、入港船舶数等
公共施設等の状況	教育施設、福祉施設、病院、公園緑地の分布等
文化財等の状況	文化財の分布、埋蔵文化財包蔵地等
公害等の状況	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭、地盤沈下などの公害の状況、公害による苦情の内容等
災害の状況	急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、浸水のおそれのある区域、液状化危険度が高い地域等
法令等の状況	環境関連法令・条例・指針・要綱、環境関連計画、対象事業関連法令、地域指定及び規制の状況等
その他事業特性、地域特性により必要となる事項	

別表2 環境影響評価項目

環境の保全及び 創造に向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目	細目	環境影響評価項目の内容
気候変動への 対策	温室効果ガス	温室効果ガス	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用により発生する温室効果ガス
身近な自然環境の 保全・再生・創造	生物・生態系	生態系	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による生態系への影響
		動物	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による動物種及び生息地への影響
		植物	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による植物種及び植生への影響
	緑地	緑地	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による緑地及び緑地の機能への影響
	水循環	地下水位及び湧水の流量	(1) 土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による地下水位への影響 (2) 土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による湧水の流量への影響
		河川等の形態、流量	(1) 土地の改変又は工作物の設置による河川又は水路の形態及び流量への影響 (2) 施設の供用による河川又は水路の流量への影響
		海域の流況	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による海域の流況への影響
安心して快適に 生活できる 生活環境の保全	廃棄物・ 建設発生土	一般廃棄物	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用により発生する一般廃棄物
		産業廃棄物	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用により発生する産業廃棄物
		建設発生土	土地の改変又は工作物の設置により発生する建設発生土
	大気質	大気汚染	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による大気質への影響
	水質・底質	公共用水域の水質	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による公共用水域の水質への影響
		地下水の水質	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による地下水の水質への影響
		公共用水域の底質	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による公共用水域の底質への影響
	土壌	土壌汚染	土地の改変又は施設の供用による土壌汚染状況への影響
	騒音	騒音	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による騒音の影響
	振動	振動	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による振動の影響
	地盤	地盤沈下	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用に伴う地下水位の低下による地盤沈下
		土地の安定性	土地の改変又は工作物の設置・撤去により発生する地盤の変形又は破壊等
	悪臭	悪臭	施設の供用等による悪臭の影響

環境の保全及び 創造に向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目		環境影響評価項目の内容
		細目	
安心して快適に 生活できる 生活環境の保全	低周波音	低周波音	施設の供用により生じ、相当範囲にわたって人の健康又は生活環境に被害を生じる低周波音の影響
	電波障害	テレビ電波障害	工作物の設置又は施設の供用によるテレビ電波受信への影響
	日影	日照阻害	工作物の設置により発生する日影の影響
		シャドーフリッカー	風力発電施設のブレードの回転により地上に生じる明暗の影響
	風環境	局地的な風向・風速	土地の改変又は工作物の設置・撤去に伴う局地的な風向、風速の変化による強風現象の影響
	安全	浸水	(1) 土地の改変に伴う雨水流出量の変化により発生する洪水・浸水 (2) 施設の供用により不特定多数が利用する施設の浸水
		火災・爆発	施設の供用に伴う火災・爆発の防止等安全性の確保の状況
		有害物漏洩	施設の供用に伴う有害物漏洩の防止等安全性の確保の状況
快適な 地域環境の確保	地域交通	交通経路の分断	土地の改変又は工作物の設置・撤去による地域住民の日常的な交通経路への影響
		交通混雑	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用により発生・集中する自動車による主要な道路及び交差点における交通量・交通流への影響
		歩行者等の安全	(1) 土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用により発生・集中する自動車と歩行者又は自転車との交通の安全 (2) 土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用により影響を及ぼす不特性多数の通行の安全
	景観	景観	土地の改変又は工作物の設置・撤去による景観への影響
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による人と自然との触れ合い活動の場への影響
	文化財等	文化財等	土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による文化財等への影響

別表3 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方 環境影響評価項目 環境影響要因 細目			区分				工事中				存在・供用時			
気候変動への対応	温室効果ガス	温室効果ガス												
	生物・生態系	生態系												
		動物												
		植物												
	緑地	緑地												
身近な自然環境の保全・再生・創造	水循環	地下水位及び湧水の流量												
		河川等の形態、流量												
		海域の流況												
	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物												
		産業廃棄物												
		建設発生土												
安心して快適に生活できる生活環境の保全	大気質	大気汚染												
	水質・底質	公共用水域の水質												
		地下水の水質												
		公共用水域の底質												
	土壌	土壌汚染												
	騒音	騒音												
	振動	振動												
	地盤	地盤沈下												
		土地の安定性												
	悪臭	悪臭												
	低周波音	低周波音												
	電波障害	テレビ電波障害												
	日影	日照阻害												
		シャドーフリッカー												
	風環境	局地的な風向・風速												
	安全	浸水												
		火災・爆発												
		有害物漏洩												
快適な地域環境の確保	地域交通	交通経路の分断												
		交通混雑												
		歩行者等の安全												
	景観	景観												
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場												
	文化財等	文化財等												

技術指針で使用する用語（五十音順）

技術指針で使用する用語は、次のとおりです。

あ行

か行

環境影響（条例第2条第1号）

事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。）。

環境影響評価（条例第2条第1号）

環境影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。

環境影響評価項目（条例第7条第2項第1号）

環境影響評価を行うための項目。事業者は、事業や地域の特性などを考慮した上で、適切な項目を選定する。

環境影響要因

事業の実施に伴って、環境に影響を及ぼすことが想定される行為及び要因。事業の一部として、工作物の撤去及び廃棄が見込まれる場合には、それらも含む。

環境の改善及び良好な環境の創造に寄与するプラス面の効果をもたらすものも、これに含むことが望まれる。

環境情報（条例第10条第1項）

配慮書についての環境の保全に関する情報。

環境情報提供書（条例第10条第1項）

環境情報を記載した書面。

環境保全目標

実効可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかの視点から設定する目標。横浜市の作成した計画等における目標等を踏まえ、個々の環境影響評価項目について設定する。

計画段階事業者（条例第4条第1項）

第1分類事業又は第2分類事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。）。

計画段階配慮（条例第2条第6号）

事業の計画の立案に当たり、環境の保全の見地から、その計画に係る環境影響について、配慮すること。

工作物

建築物をはじめ、土地に定着する人工物の全て。

さ行

事業者（条例第2条第5号）

対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をし、又は委託をしようとする者。）。

事業特性（環境影響評価法に基づく基本的事項（環境庁告示第八十七号））

当該事業の内容（事業の目的及び必要性、事業の種類、計画区域並びに事業の内容及び規模）のうち、環境影響に関係するもの。

事後調査（条例第2条第7号）

対象事業に係る工事の着手後に当該対象事業が及ぼす環境影響を把握するために行う調査をいう。

事後調査計画書（条例第38条第1項）

事業者が事後調査の実施にあたり、評価書の記載に基づき、予測結果、評価及び環境保全措置の検証等を目的として作成し、市長に提出する書類。

事後調査結果報告書（条例第38条第3項）

事業者が事後調査を行ったときに、事後調査の結果、環境の保全のために講じた措置等を記載して作成し、市長に提出する書類。

準備書意見見解書（条例第29条第1項）

条例第28条第1項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類。

審査書（条例第31条第1項）

条例第28条第1項の意見及び条例第29条第1項の見解に配意して、準備書について環境の保全の見地からの市長の意見を記載した書面。

説明会（条例第27条第1項）

対象地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会。

た行

対象事業（条例第2条第4号）

第1分類事業又は条例第16条第1項第1号の措置がとられた第2分類事業（同条第2項及び第40条第2項において準用する条例第16条第1項第2号の措置がとられたものを除く。）をいう。

対象地域（条例第26条第1項）

準備書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準（条例第20条第1項の規定により述べられた環境の保全の見地からの意見及び条例第23条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含む地域であること）に従って事業者が定めた地域。

地域特性（配慮指針第4条第2項第2号）

計画区域及び環境に影響が生じると想定される周辺地域について、技術指針別表1に掲げる地域の概況のうち、事業特性と関連のある項目について調査して得られた結果に考察を加えたもの。なお、環境影響評価の段階においては、「計画区域」を「対象事業実施区域」と読み替えるものとする。

な行

は行

配慮指針（条例第6条第1項）

「横浜市環境配慮指針」の略語。条例第6条第1項の規定に基づき、環境影響について計画段階事業者が配慮すべき事項に関する指針を定めたもの。

配慮市長意見書（条例第11条第1項）

条例第10条第1項の規定による環境情報に配意して、環境の保全の見地からの市長の意見を記載した書面。

配慮市長意見見解書（条例第12条第1項）

配慮市長意見書についての見解を記載した書類。

方法市長意見書（条例第21条第1項）

方法書について、条例第20条第1項の意見に配意して、環境の保全の見地からの市長の意見を記載した書面。

方法書説明会（条例第 19 条の 2 第 1 項）

方法書対象地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会。

方法書対象地域（条例第 19 条第 1 項）

対象事業の実施により環境に著しい影響があると見込まれ、方法書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準（対象事業実施区域を含む地域であること、既に入手している情報によって 1 以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含む地域であること）に従って事業者が定めた地域。

ま行

や行

ら行

わ行

別記 環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法並びに事後調査の方法

第 1 温室効果ガス

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減の程度を対象とする。

なお、対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスとし、事業者による管理、抑制等の措置が可能な範囲において排出されるものとする。したがって、例えば事業者の管理する火力発電施設、焼却施設から排出される二酸化炭素は対象となるが、道路の建設事業において道路の供用に伴う自動車交通から排出される二酸化炭素は対象とならない。

ただし、対象をサプライチェーン排出量全般に広げることができる。

(2) 項目選定する対象事業の考え方

国及び横浜市が掲げる 2050 年カーボンニュートラルに向けて、原則として温室効果ガスを環境影響評価項目として選定する。

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 温室効果ガス及びエネルギーの状況

(ア) 温室効果ガスに係る原単位の把握

温室効果ガスのうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質を選択し、温室効果ガスの排出量及びエネルギー使用量に係る原単位を把握する。

(イ) 地域内のエネルギー資源の状況

地域冷暖房事業及び未利用のエネルギー等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等を把握する。

(ウ) 排出削減対策

対象事業と同種又は類似の事業を対象に、次の事項を把握する。

- a 温室効果ガスの排出を削減するための対策の内容及びその効果等
再生可能エネルギー等の利用を含む。
- b エネルギーの使用量を削減するための対策の内容及びその効果等

イ 関係法令、計画等

(ア) 環境基本法

(イ) 地球温暖化対策の推進に関する法律

(ウ) 地球温暖化対策計画

(エ) 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例

(オ) 横浜市地球温暖化対策実行計画

(カ) 横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）

(キ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

(ク) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(ケ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

第1 温室効果ガス

(コ) 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

(サ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例

(シ) その他必要な法令、計画等

ウ その他の必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げる中から選択し、把握する。

(ア) 温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況

(イ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 温室効果ガス及びエネルギーの状況

(ア) 調査地域

特に設定しない。ただし、地域内のエネルギー資源の状況については、対象事業実施区域及びその周辺とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて専門家及び関係機関等へのヒアリングなどを行う。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域

原則として「ア 温室効果ガス及びエネルギーの状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて専門家及び関係機関等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、国及び横浜市が掲げる2050年カーボンニュートラルをはじめ、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 温室効果ガスの排出を最小限にとどめる水準

(2) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

対象事業の実施に伴うエネルギーの使用量及び温室効果ガスの排出量並びにそれらの削減の程度とする。

ただし、バイオマス燃料についてはエネルギーの使用量に計上するが、バイオマス燃料の燃焼に伴い発生する二酸化炭素は、バイオマスが元々大気中にあった二酸化炭素を固定したものであるという考え方から温室効果ガスの排出量には計上しない。

(2) 予測方法等

ア 予測地域

対象事業実施区域とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

原則として工事期間全体とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

- a 温室効果ガスを排出する施設の種類、規模、能力、排出方法
温室効果ガスの物質ごとに整理する。
- b 使用するエネルギーの種類、使用量
- c 稼働時間
- d エネルギーの有効利用及び省エネルギーに係る削減対策並びにそれらの効果
- e 再生可能エネルギー等の利用に係る削減対策及びその効果
- f その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

なお、温室効果ガスの排出量の算定にあたっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条に規定する地球温暖化係数を用いるものとし、国等のマニュアルを参考に行う。また、削減の程度の予測にあたっては、対策を講じた場合と講じない場合に分けたうえで整理するものとする。

- a 温室効果ガスの排出量及びエネルギーの使用量の原単位並びにそれらの削減対策を基に算出する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

(3) 予測結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

なお、事業計画において設備機器の更新、改造等を行う場合は、現況の温室効果ガスの排出量との対比を行い、その変化量についても整理する。

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 低炭素型建設機械の使用に関する措置
- イ 軽油代替燃料の使用に関する措置
- ウ 工事用車両の選定・運行に関する措置

第1 温室効果ガス

エ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

ア 再生可能エネルギー等の利用に関する措置

太陽光発電設備の導入等

イ エネルギーの有効利用に関する措置

工場等における排熱利用、コージェネレーションシステムの導入等

ウ 設備機器等の省エネルギーに関する措置

高効率設備機器の利用、エネルギー管理システムの導入等

エ 建築物の熱負荷の低減に関する措置

建築物の断熱、日射遮蔽等

オ 次世代自動車の使用に関する措置

カ 設備機器の維持管理及び更新に関する措置

キ その他適切な措置

6 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかについて考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地域

原則として予測地域とする。

エ 調査方法

原則として関連資料の整理とする。

第2 生物・生態系

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、生物・生態系に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする生態系は、ある地域の地形、地質及び水質等の基盤環境と、そこに生息・生育する動物と植物の生物群集とが相互に関わり合い、動的に維持されている多様な系のことであり、生産者、消費者、分解者、非生物的環境で構成されるものとする。

また、「緑地」等の関連する環境影響評価項目を選定した場合には、整合を図り、調査、予測及び評価を行うものとする。

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、工事中又は存在・供用時において、生物・生態系を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 対象事業実施区域及びその周辺に樹林地、草地、湿地等の自然及び自然的環境が比較的多く存在する場合

イ 対象事業実施区域が市街化された地域であっても、その周辺に樹林地、草地、湿地等がまとまりを持って存在する場合

ウ 対象事業の実施により、生物の生息・生育環境となる樹林地、草地、湿地等を新たに創出する場合

エ 対象事業実施区域及びその周辺に、注目すべき生物及び生態系が確認される場合

オ 対象事業の実施に伴う河川、水路の整備及び改廃、水域の埋立て等により、陸水域及び海域の生物及び生態系への影響が予想される場合

カ 対象事業の実施により、対象事業実施区域及びその周辺の生物及び生態系への影響が予想される場合

キ その他生物及び生態系への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 生物・生態系の状況

(ア) 生態系の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を(イ)から(エ)の調査項目の結果も用いて把握する。

a 生態系の機能及び構造

植生、地形等から環境類型に区分し把握する。また、生態系の断面構造、植生の構造及び水辺の構造を把握する。

b 食物連鎖の状況

aで把握した類型区分ごとに整理し、把握する。

c 注目すべき生態系及びその理由

第2 生物・生態系

(イ) 陸生動物の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

a 動物相

- (a) 哺乳類
- (b) 鳥類
- (c) 爬虫類
- (d) 両生類
- (e) 昆虫類及びクモ類
- (f) その他予測及び評価を行うために必要な陸生動物

b 注目すべき動物種及び動物群集の状況

必要に応じて、生息範囲及び生息に必要な区域面積を把握する。

c a及びbを踏まえた陸域の環境特性

(ウ) 陸生植物の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

a 植物種

- (a) 植物相
- (b) 注目すべき植物種、その分布及び理由
- (c) 大径木の状況

b 植物群落

- (a) 植物群落の種類、種組成、構造及び分布状況、植物群落が有する環境保全の機能並びに植物群落と立地条件との関係
必要に応じて、潜在自然植生について把握する。
- (b) 注目すべき植物群落の種類及びその理由

c a及びbを踏まえた陸域の環境特性

(エ) 水生生物の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

a 水生動物の状況

(a) 水生動物の動物相

- ・ 魚類
- ・ 両生類
- ・ 爬虫類
- ・ 昆虫類
- ・ 甲殻類
- ・ 軟体動物
- ・ 頭足類
- ・ その他予測及び評価を行うために必要な動物

(b) 注目すべき水生動物の状況

b 付着生物及びプランクトンの状況

- (a) 藻類、貝等の付着生物及びプランクトンの種組成、現存量及び分布状況並びにプラン

クトンの出現時期

(b) 注目すべき付着生物及びプランクトンの種類及びその理由

c 水生植物の状況

(a) 水生植物の植物相

(b) 注目すべき水生植物、その分布及び理由

d 水生植物の植物群落の状況

(a) 植物群落の種類、種組成、構造及び分布状況、植物群落が有する環境保全の機能並びに植物群落と立地条件との関係

(b) 注目すべき植物群落の種類及びその理由

e aからdを踏まえた海域及び陸水域の環境特性

イ 関係法令、計画等

(ア) 横浜市水と緑の基本計画

(イ) 横浜市環境管理計画

(ウ) その他必要な法令、計画等

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容のほか、必要に応じて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を把握する。

(2) 調査方法等

ア 生物・生態系の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、生物及びその生息・生育環境並びに生態系に変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び既存資料等を参考に設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

生物及び生態系の状況、季節的な変動を把握するのに適した時期、期間及び調査回数とする。

(ウ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理及び現地調査とし、『環境アセスメント技術ガイド』等を参考に、適切に検討する。現地調査を行う場合は、学術的に一般に用いられている調査方法とする。また、必要に応じて専門家等へのヒアリングなどを行う。

なお、生態系については、上位性、典型性及び特殊性の視点から、生態系を特徴付ける生物種等を選定し、状況を把握する。

イ 関係法令・計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域

原則として「ア 生物・生態系の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

原則として、最新の既存資料の収集整理とする。また、必要に応じて現地調査及び専門家

第2 生物・生態系

等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

ア 生物の生息・生育環境の特性

事業特性を考慮し、別表1の地域の概況で把握した次の内容で必要な項目について考察し、生物の生息・生育環境の特性として整理する。

- (ア) 地形、地質の状況
- (イ) 土壌の状況
- (ウ) 水質、底質の状況
- (エ) 水循環の状況
- (オ) 土地利用の状況
- (カ) 気象の状況（潮風の状況、日照障害等）
- (キ) その他特筆すべき事項がある場合は、その状況

イ 生物・生態系の状況

次の事項から必要なものを選択し、表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

なお、特定外来生物が確認された場合には、確認された場所を把握し整理する。

また、希少な生物の生息・生育に関する情報については、必要に応じて、種及び場所を特定できないよう整理する等の配慮を行う。

- (ア) 生態系の状況
 - a 環境類型区分及びその区分ごとの面積を取りまとめた表又は図
 - b 生態系の構造を取りまとめた断面図
 - c 食物連鎖図
 - d 注目すべき生態系の状況、選定基準、生態
 - (イ) 陸生動物の状況
 - a 確認された種の一覧、確認地点図
 - b 注目すべき種の確認状況、選定基準、生態
 - (ウ) 陸生植物の状況
 - a 確認された植物及び植物群落の一覧、植物群落の概況、現存植生図、植生断面図
 - b 注目すべき種及び植物群落の確認状況、選定基準、生態
 - c 大径木の一覧、確認地点図
 - (エ) 水生生物の状況
 - a 確認された生物種及び植物群落の一覧、植物群落の概況、確認地点図、水辺の構造を取りまとめた断面図
 - b 注目すべき生物種及び植物群落の確認状況、選定基準、生態
 - (オ) その他必要な事項
- #### ウ 関係法令・計画等
- 表等を用いて分かりやすく整理する。
- #### エ その他必要事項
- 表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 生物及び生態系の状況を維持又は回復する水準
- (2) 注目すべき生態系、動物種、動物群集、植物種及び植物群落を維持又は回復する水準
- (3) 生物及び生態系の状況を向上する水準
- (4) 新たに創出する生息・生育環境で、指標とする種が生息・生育できる水準
- (5) 生物及び生態系への影響を最小限にとどめる水準
- (6) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

「2(1)ア 生物・生態系の状況」の項目で、対象事業の実施により変化する生物及び生態系の状況とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は、「2(2)ア 生物・生態系の状況」の調査地域、調査地点を勘案して、対象となる生物及び生態系の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として工事期間全体にわたって工事工程及び工事の区域の変化等による影響を把握する。

対象事業に係る工事の影響は、生物及び生態系ごとに異なることを考慮し、調査結果を踏まえて適切に設定する。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業に係る工事の完了後、一定期間をおいた時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

- a 工事施工計画
- b 土地の改変計画
- c 樹木伐採・移植計画
- d 土地利用計画・施設配置計画
- e 施設の供用時の運用計画
- f 植生保全・再生計画
- g 緑化計画
- h 対象事業の実施による水質の変化及び日照障害等の影響
- i その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、『環境アセスメント技術ガイド』等を参考に、次

第2 生物・生態系

に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 対象事業の内容から生物及びその生息・生育環境並びに生態系の変化の程度を把握して予測する方法
- b その他適切な方法

(3) 予測結果

次に掲げる事項から適切なものを選択し、表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

- ア 対象事業実施区域及びその周辺における生態系の機能、構造及び食物連鎖の状況の変化
- イ 保全対象が生息・生育する土地のうち、直接改変される面積及び生息・生育する土地全体に対する割合、直接改変による保全対象の変化
- ウ 生息・生育環境に変化をもたらす影響要因、影響の種類ごとの生息・生育環境の変化、保全対象への影響
- エ その他適切な事項

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 注目すべき動物種及び植物種に対する繁殖への配慮に関する措置
- イ 施工計画に関する措置
- ウ 建設機械及び工事用車両の稼働及び運行に関する措置
- エ 工事関係者への指導及び教育に関する措置
- オ 生物及び生態系の適切な維持管理の計画及び体制に関する措置
- カ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

- ア 生物の新たな生息・生育環境の創出及び生態系の回復に関する措置
- イ 注目すべき生物の生息・生育環境の維持又は回復に関する措置
- ウ 注目すべき生態系の機能の維持又は回復に関する措置
- エ 生物及び生態系の適切な維持管理の計画及び体制に関する措置
- オ 施設の稼働に関する措置
- カ 関連車両の走行に関する措置
- キ その他適切な措置

6 評価

原則として、視覚化及び数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が生物及び生態系に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避若しくは低減しているか、又はプラス面の効果について考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として、予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地域、調査地点

原則として予測地域又は予測地点とする。

エ 調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。

必要に応じて、住民等へのヒアリングも検討する。

第3 緑地

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、緑地に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする緑地は次のとおりとする。

ア 樹林地、草地、水辺地又はその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）

が、単独で又は一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの

イ 「ア」以外の単独又は複数の樹木で構成される植栽地等

また、「生物・生態系」等の本項目と関連する環境影響評価項目を選定した場合には整合を図り、調査、予測及び評価を行うものとする。

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、工事中又は存在・供用時において、緑地を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 対象事業実施区域内に、既存の緑地が合計で 300 m²以上存在する場合

イ 対象事業の実施により、存在・供用時における対象事業実施区域内の緑地が合計で概ね 300 m²以上となる場合

ウ 対象事業実施区域内に天然記念物等の学術上価値の高い樹木、故事来歴などのある名木古木が存在する場合

エ 対象事業実施区域及びその周辺に横浜市環境影響評価条例施行規則第 15 条第 1 項第 2 号アからキに該当する緑地等が存在する場合

オ その他緑地への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 緑地の状況

(ア) 緑地の位置付け及び立地

既存資料及び計画等を参考に、対象事業実施区域における緑地の位置付け及び立地を把握する。

(イ) 緑地の面積及び形状等

緑地の面積及び形状、対象事業実施区域の面積に対する対象事業実施区域内の緑地面積の割合並びに「(2) ア(ア) 調査地域」の面積に対する調査地域内の緑地面積の割合を把握する。割合は、植生区分別に把握する。また、必要に応じて緑地の植栽基盤（自然土壌の有無等）ごとの割合も把握する。

(ウ) 特に重要な緑地の特性及び状況

別表 1 の地域の概況で把握した内容を踏まえ、次の緑地等を抽出し、それぞれの特性及び状況を把握する。

α エコロジカルネットワークの主要な軸又は拠点となる緑地

- b 地域に親しまれている緑地のうち、並木及び大径木等の主要なもの
- c その他環境保全機能、社会的機能等から保全すべきと考えられる緑地

(I) 緑地の機能の状況

a エコロジカルネットワークの特性及び状況

「(ア) 緑地の位置付け及び立地」を踏まえ、エコロジカルネットワークを評価するうえで着目する動物種及び動物群集を設定し、その動物種及び動物群集の生息の状況を通じて、対象事業実施区域内とその周辺の緑地の関係性を把握する。

b グリーンインフラとしての機能

グリーンインフラとして、生物の生息・生育の場の提供、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和等の環境保全機能、防災・減災等の社会的機能等について把握する。

イ 関係法令、計画等

- (ア) 横浜市水と緑の基本計画
- (イ) 横浜みどりアップ計画
- (ウ) 緑の環境をつくり育てる条例
- (エ) 緑化率を定めた法令、地区計画等
- (オ) 横浜市都市計画マスタープラン
- (カ) 横浜市地球温暖化対策実行計画
- (キ) 横浜市環境管理計画
- (ク) その他必要な法令、計画等

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項があれば把握する。

(2) 調査方法等

ア 緑地の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とし、対象事業実施区域と周辺に存在する緑地とのネットワークの状況、緑地の環境保全機能及び社会的機能等に配慮し、設定する。

調査地点は、対象事業の内容及び既存資料、現地踏査結果等を参考に設定する。

(イ) 調査時期、調査期間

緑地の状況を適切に把握できる時期、期間を設定する。

(ウ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理及び現地調査とする。

また、必要に応じて専門家等へのヒアリングなどを行う。

イ 関係法令・計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域

原則として、「ア 緑地の状況」の調査地域とする。

第3 緑地

(イ) 調査方法

原則として、最新の既存資料の収集整理とする。また、必要に応じて現地調査及び専門家等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

ア 緑地の地域特性

事業特性を考慮し、別表1の地域の概況で把握した次の内容で必要な項目について考察し、緑地の地域特性として整理する。

(ア) 地形、地質の状況

(イ) 土壌の状況

(ウ) 水質、底質の状況

(エ) 水循環の状況

(オ) 土地利用の状況

(カ) 気象の状況（潮風の状況、日照障害等）

(キ) その他特筆すべき事項がある場合、その状況

イ 緑地の状況

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

また、調査結果を踏まえ、エコロジカルネットワークの特性及び状況並びにどのような緑地及びそのグリーンインフラとしての機能を維持又は向上するべきかを考察する。

ウ 関係法令・計画等

表等を用いて分かりやすく整理する。

エ その他必要事項

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 緑地及びその機能を維持又は回復する水準

(2) 緑地及びその機能を向上する水準

(3) 緑地への影響を最小限にとどめる水準

(4) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

「2(1)ア 緑地の状況」の項目で、対象事業の実施により変化する緑地及びその機能の状況とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は、「2(2)ア 緑地の状況」の調査地域、調査地点を勘案して、対象となる緑地及びその機能の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として、工事期間全体とする。

なお、対象事業の実施に伴い、対象事業実施区域内の樹木を移植する場合、又は建設機械の稼働・工事用車両の走行等による緑地への影響が想定される場合には、適切に設定する。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業に係る工事の完了後、一定期間をおいた時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

- a 工事施工計画
- b 土地の改変計画
- c 樹木伐採・移植計画
- d 土地利用計画・施設配置計画
- e 施設の供用時の運用計画
- f 植生保全・再生計画
- g 緑化計画
- h 対象事業の実施による水質の変化、日照阻害等の影響
- i その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 緑地の位置と施設配置図、施工計画との重ね合わせによる方法
- b 生息地予測モデル等による方法
- c 緑地面積又は緑地面積割合の変化の算定による方法
- d 環境適合性を把握し、緑化計画の妥当性を推定する方法
- e その他適切な方法

(3) 予測結果

次に掲げる事項から適切なものを選択し、原則として表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

- ア 緑地面積、形状及び面積割合の変化
- イ エコロジカルネットワークの機能の変化
- ウ グリーンインフラの機能の変化
- エ 緑化計画の環境適合性
- オ 緑地の機能を引き出し活用する観点から重要な樹木への影響の内容及び程度
- カ その他適切な事項

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 周辺の緑地及びその機能への影響の回避に関する措置

第3 緑地

イ 対象事業実施区域内で保全される緑地及びその機能への影響抑制に関する措置

ウ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

ア 緑地及びその機能の維持及び向上に関する措置

イ 植栽地に適合した樹種の選定及び適切な植栽基盤整備に関する措置

ウ 生物・生態系への配慮に関する措置

エ 緑地の適切な維持管理の計画及び体制に関する措置

オ 緑地の機能を維持又は向上させるための適切な管理に関する措置

カ その他適切な措置

6 評価

原則として、視覚化又は数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が緑地に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避若しくは低減しているか、又はプラス面の効果について考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として、予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地域、調査地点

原則として予測地域又は予測地点とする。

エ 調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。

必要に応じて、住民等へのヒアリングも検討する。

第4 水循環

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、水循環に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、水循環の対象は、河川・水路、地下水、湧水、池沼・水田及び海域における、地下水位及び湧水の流量、河川・水路の形態及び流量、並びに海域の流況の変化とする。

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、水循環を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 工事中に、土地の改変等により、対象事業実施区域を含む流域の湧水の流量及び河川・水路の流量への影響が予想される場合

イ 工事中又は存在・供用時に、河川・水路の整備及び改廃、水域の埋立て等による水循環への影響が予想される場合

ウ 存在・供用時に、地下構造物が設置されていること、地下水を揚水すること等による地下水位及び湧水の流量への影響が予想される場合

エ その他水循環への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 水循環の状況

次に掲げる事項のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な状況を把握する。

(ア) 流域の状況

- a 対象事業実施区域を含む流域の地形的特徴
- b 流域内における地表面の被覆及び雨水の浸透能

(イ) 地下水、湧水の状況

- a 地下水の水位及び流動
- b 湧水の分布及び流量
- c 湧水の湧出機構
- d 帯水層（不圧及び被圧を含む）の状況
- e 地下水利用（揚水施設、井戸）の状況

(ロ) 河川・水路・池沼等の状況

- a 河川・水路・池沼等の形態
- b 河川・水路の流量
- c 河川・水路・池沼等の水位
- d 利水（取水施設）の状況

(ハ) 海域の状況

- a 海域の流向及び流速

第4 水循環

 b 波浪、潮汐、潮流等の状況

 c 海岸及び海底の地形の状況

イ 関係法令、計画等

 (ア) 水循環基本法

 (イ) 河川法

 (ウ) 特定都市河川浸水被害対策法

 (エ) 水循環基本計画

 (オ) 横浜市環境管理計画

 (カ) 横浜市水と緑の基本計画

 (キ) その他必要な法令、計画等

ウ その他必要事項

 別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し把握する。

 (ア) 地形、地質の状況

 (イ) 水域利用の状況

 (ウ) 気象（降水量等）の状況

 (エ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 水循環の状況

 (ア) 調査地域、調査地点

 調査地域は、対象事業の実施により水循環の状況に変化を及ぼすと想定される流域の範囲、公共用水域、地下水帯水層が分布する地域を考慮して適切に設定する。

 調査地点は、対象事業の内容及び水循環の状況を考慮して設定する。

 (イ) 調査期間、調査時期

 水循環の状況を、年間を通して適切に把握し得る期間、時期とする。

 (ウ) 調査方法

 原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査を行う。現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ 関係法令、計画等

 関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

 (ア) 調査地域

 原則として「ア 水循環の状況」の調査地域とする。

 (イ) 調査方法

 原則として最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、専門家等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

 表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 水循環への影響を最小限にとどめる水準
- (2) 健全な水循環を維持又は回復する水準
- (3) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

次に掲げる項目で、対象事業の実施により変化する水循環の状況とする。

- ア 地下水の水位、流況又は湧水量
- イ 地下水涵養機能
- ウ 地下水の流動阻害の状況
- エ 河川・水路の流域等の変化
- オ 河川の流量及び流速
- カ 池沼等の水位
- キ 海域の流向及び流速

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

「2(2)ア 水循環の状況」の調査地域、調査地点を勘案して、対象となる水循環の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として工事に起因する影響が最大となる時期とする。なお、工事の施工計画及び施工方法により、必要に応じて複数の時点を対象とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 樹木の伐採計画
- (b) 土地の改変計画
- (c) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 地下水の揚水計画
- (b) 遊水池の設置計画
- (c) 流域界の変更状況
- (d) 埋立の面積、位置
- (e) 排水路の位置、規模、構造等

第4 水循環

(f) その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

- a 工事施工計画から推定する方法
- b 数理モデルによる方法
- c 模型実験による方法
- d 類似事例から推定する方法
- e その他適切な方法

(3) 予測結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

なお、水域利用がある場合には、水循環の状況の変化による影響についても併せて整理する。

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中、存在・供用時

- ア 掘削等の施工における地下水の流出防止に関する措置
- イ 地下水の揚水方法及び揚水量に関する措置
- ウ 地中構造物による流動遮断の抑制に関する措置
- エ 湧水の状況の監視に関する措置
- オ 遊水池、雨水貯留施設、雨水流出抑制施設等の設置に関する措置
- カ 排水路等の設置に関する措置
- キ 雨水の地下浸透施設等の設置に関する措置
- ク 雨水の地下浸透のための植栽地の確保に関する措置
- ケ 工場等からの排水の平準化に関する措置
- コ 埋立及び海底構造物による流況阻害の抑制に関する措置
- サ その他適切な措置

6 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が水循環に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避若しくは低減しているか、又はプラス面の効果について考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地域、調査地点

調査地域は、原則として予測地域とする。

調査地点は、原則として予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。

エ 調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。

(3) 留意事項

調査日の決定にあたっては、当日までの降水量に留意する必要がある。

第5 廃棄物・建設発生土

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴い発生する廃棄物又は建設発生土の量及び種類並びにそれらの削減の程度を対象とする。

なお、対象とする廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物及び産業廃棄物とし、建設発生土は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂とする。

ただし、汚染土壌の場外運搬を行う場合は、廃棄物・建設発生土の環境影響評価項目ではなく、「土壌」の環境影響評価項目で扱う。

また、循環経済（サーキュラーエコノミー）に向けた、枯渇性資源の利用を再生可能資源に代替する取組に関しては環境影響評価の対象とはしないが、可能な範囲で、事業の計画内容又は環境の保全のための措置等に記載することが望ましい。

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、廃棄物・建設発生土を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ただし、廃石綿等や感染性廃棄物などの特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物の発生及び処分が予想される場合は、その量にかかわらず、原則として廃棄物・建設発生土を環境影響評価項目に選定する。

ア 工事中に、一般廃棄物若しくは産業廃棄物が発生し、又は建設発生土を場外搬出すると予想される場合

イ 存在・供用時に、一般廃棄物又は産業廃棄物が発生すると予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の処理・処分の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(ア) 一般廃棄物及び産業廃棄物に関する事項

- a 資源化施設の位置、処理能力
- b 中間処理施設及び最終処分場の位置、処理能力
- c 類似事業における廃棄物の種類ごとの発生量等の原単位

(イ) 建設発生土に関する事項

- a 工事間利用の状況
- b 土質改良プラントの位置、受入可能量
- c 内陸受入地（残土処分場等）の状況
- d 類似事業における建設発生土の発生量等の原単位

イ 関係法令、計画等

(ア) 循環型社会形成推進基本法

(イ) 資源の有効な利用の促進に関する法律

- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (エ) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
- (オ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (カ) 宅地造成及び特定盛土等規制法
- (キ) 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- (ク) 神奈川県循環型社会づくり計画
- (ケ) 横浜市一般廃棄物処理基本計画
- (コ) その他必要な法令、計画等

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し把握する。

- (ア) 土地利用の状況
- (イ) 交通の状況
- (ウ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の処理・処分の状況

(ア) 調査地域、調査地点

対象事業実施区域及びその周辺とする。ただし、類似事業における原単位については、特に設定しない。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理による。

また、必要に応じて現地調査、専門家及び関係機関等へのヒアリングなどを行う。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域、調査地点

原則として対象事業実施区域及びその周辺とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査、専門家及び関係機関等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量、排出量及び最終処分量を最小限にとどめる水準
- (2) 建設発生土の場外搬出量及び有効利用されない内陸受入地処分量を最小限にとどめる水準
- (3) その他科学的知見

4 予測

第5 廃棄物・建設発生土

(1) 予測項目

次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 一般廃棄物及び産業廃棄物の種類ごとの発生量、排出量、資源化量及び最終処分量
- イ 建設発生土の発生量、場内利用量、場外搬出量、有効利用量（工事間利用量、土質改良量等）及び有効利用されない内陸受入地処分量
- ウ 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量、排出量及び最終処分量の削減の程度
- エ 建設発生土の場外搬出量及び有効利用されない内陸受入地処分量の削減の程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域

対象事業実施区域とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として工事期間全体とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 工事中

(a) 施工計画

(b) 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の運搬計画

(c) 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制、再使用、資源化、減量化、減容化、無害化計画

(d) 建設発生土の発生抑制、場内利用、場外搬出及び有効利用計画

(e) 一般廃棄物及び産業廃棄物の自己処理計画

(f) 委託処理計画（一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理並びに建設発生土の最終搬出先までを確認するための方法等の内容を含む。）

(g) その他必要な事項

b 存在・供用時

(a) 対象事業に伴う計画人口

(b) 生産工程等の事業計画

(c) 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制、再使用、資源化、減量化、減容化、無害化計画

(d) 一般廃棄物及び産業廃棄物の自己処理計画

(e) 委託処理計画（一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理を確認するための方法等の内容を含む。）

(f) その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

なお、削減の程度の予測にあたっては、対策を講じた場合と講じない場合に分けたうえで整理するものとする。

- a 対象事業の内容から推定する方法
- b 発生量等の原単位から推定する方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

(3) 予測結果

表や図等を用いて分かりやすく整理する。

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化に関する措置
- イ 建設発生土の場外搬出の抑制、有効利用に関する措置
- ウ 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の保管に関する措置
- エ 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の運搬・処分に関する措置
- オ 建設発生土の場外搬出の距離の削減に関する措置
- カ 資源の循環利用（再生素材又は搬入土砂の利用等）に関する措置

再生素材を使用した資材及び製品の選択（建設汚泥を原料とした流動化処理土等）、他の工事に伴う建設発生土の利用等

(2) 存在・供用時

- ア 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化に関する措置
- イ 食品リサイクルに関する措置
- ウ プラスチックに係る資源循環の促進に関する措置

(ア) プラスチック製品の使用の合理化

長期間使用、過剰な使用の抑制又は薄肉化・軽量化された製品若しくは再生プラスチックを用いた製品の使用等

(イ) 製品の原材料における再生プラスチックの使用

(ウ) 資源化等

- エ 一般廃棄物及び産業廃棄物の保管に関する措置
 - オ 一般廃棄物及び産業廃棄物の運搬・処分に関する措置
 - カ 資源の循環利用（再生素材の使用等）に関する措置
- 製品の原材料への再生素材の使用、再生素材を使用した製品の使用等

6 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかについて考察する。

7 事後調査

第5 廃棄物・建設発生土

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地域

原則として予測地域とする。

エ 調査方法

原則として関連資料の整理とする。

第6 大気質

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、大気質に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする物質は次のとおりとする。

ア 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質

イ 大気汚染防止法に規定され、排出基準が定められている物質

ウ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に規定され、規制基準が定められている物質

エ 大気汚染防止法に規定する有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害が生ずるおそれがある程度高いと考えられる物質

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、大気質を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 工事中に、建設機械の稼働、工事用車両の走行等による大気質への影響が予想される場合

イ 存在・供用時に、「道路の建設」、「工場及び事業場の建設」、「電気工作物（火力発電施設）の建設」、「廃棄物処理施設（焼却施設）の建設」等の対象事業で、施設の稼働、関連車両の走行等による大気質への影響が予想される場合

ウ その他大気質への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 大気質の状況

「1(1) 環境影響評価の対象」の大気質に係る物質のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質を選択し、濃度及びその変動の状況を把握する。

イ 気象の状況

大気質の移流及び拡散に影響を及ぼす、次に掲げる事項を把握する。

(ア) 風向

(イ) 風速

(ウ) 気温

(エ) 日射量

(オ) 放射収支量

(カ) 雲量

(キ) その他予測及び評価に必要な事項

ウ 関係法令、計画等

(ア) 環境基本法

(イ) 大気汚染防止法

(ウ) ダイオキシン類対策特別措置法

第6 大気質

- (エ) 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例
- (オ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例
- (カ) 横浜市環境管理計画
- (キ) 生活環境保全推進ガイドライン
- (ク) 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等
- (ケ) その他必要な法令、計画等

エ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し把握する。

- (ア) 地形の状況
- (イ) 工作物の状況
- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 大気汚染物質の主要な発生源の状況
- (オ) 自動車交通量等の状況
自動車交通量、車種構成、道路構造等の状況
- (カ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 大気質の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により大気質の状況に変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

年間の大気質の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。必要に応じて経年変化等を把握する。

(ウ) 調査方法

原則として最新の既存資料の收集整理又は現地調査による。現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ 気象の状況

(ア) 調査地域、調査地点

大気質の予測及び評価を行うために必要な気象の状況を適切に把握し得る範囲、地点とする。

なお、風向、風速及び気温については、必要に応じて鉛直分布の調査も行う。

(イ) 調査期間、調査時期

大気質の予測及び評価を行うために必要な気象状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

原則として最新の既存資料の收集整理又は現地調査による。現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

ウ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

エ その他必要事項

(7) 調査地域

原則として「ア 大気質の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、専門家等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 大気質への影響を最小限にとどめる水準

(2) 環境基準

(3) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

「1 (1) 環境影響評価の対象」の大気質に係る物質のうち、対象事業の実施により大気質の状況に変化を与える物質の濃度等とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

「2 (2) ア 大気質の状況」の調査地域、調査地点を勘案して、対象となる大気質の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

原則として工事に起因する大気汚染物質排出量が最大となる時期とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 工事中

(a) 建設機械に係る条件

- ・ 種類、台数、配置
- ・ 稼働条件
- ・ 大気汚染物質排出量
- ・ その他必要な事項

(b) 工事用車両に係る条件

- ・ 工事用車両の台数
- ・ 走行ルート
- ・ 稼働条件
- ・ 大気汚染物質排出量
- ・ 工事用船舶の配置
- ・ その他必要な事項

b 存在・供用時

(a) 固定発生源

- ・ 大気汚染物質排出量
- ・ 排出ガス量
- ・ 稼働条件
- ・ 煙源条件
- ・ その他必要な事項

(b) 移動発生源

- ・ 大気汚染物質排出量
- ・ 交通計画
- ・ 道路構造
- ・ その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程等を明確にする。

a 数理モデルによる方法

b 類似事例から推定する方法

c その他適切な方法

(3) 予測結果

次に掲げる事項から適切なものを選択し、表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

ア 付加濃度の最大値及びその出現位置

イ 付加濃度にバックグラウンド濃度を加味した将来濃度

ウ 常時監視測定局、現地調査地点等の特定の位置における濃度

エ 等濃度線図（コンター図）

オ その他適切な事項

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

ア 排出ガス対策型建設機械の使用に関する措置

イ 建設機械及び工事用車両の稼働・運行に関する措置

ウ 工事関係者への指導・教育に関する措置

エ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

ア 施設及び設備機器に関する措置

イ 燃料及び原料に関する措置

ウ 関連車両の走行に関する措置

エ 管理体制及び維持管理に関する措置

オ その他適切な措置

6 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が大気質に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかについて考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地域、調査地点

調査地域は、原則として予測地域とする。

調査地点は、原則として予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。

エ 調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。現地調査は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

なお、次の事項に留意して実施するものとする。

(ア) 固定発生源からの影響濃度の把握が困難なものについては、発生源における大気汚染物質排出量を把握する方法による。

(イ) 環境濃度の測定にあたっては、対象事業の実施に起因する濃度とバックグラウンド濃度を区別できる方法を検討する。

(ウ) 環境濃度の測定にあたっては、発生源状況の把握、気象調査等も併せて行う。

第7 水質・底質

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、水質・底質に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする物質等は次のとおりとする。

ア 公共用水域の水質

- (ア) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質
- (イ) 水質汚濁防止法に規定する排水基準及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に規定する規制基準が定められている物質
- (ウ) 人の健康の保護に関する要監視項目（平成5年3月8日環水管第21号通知）に設定されている項目
- (エ) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年3月27日環水大土発第2003271号）に示されている農薬
- (オ) 公共用水域等における農薬の水質評価指針（平成6年4月15日環水土第86号）に示されている農薬
- (カ) 水質汚濁の状況に変化を及ぼすおそれのある指標
 - a 水温
 - b 透明度及び外観
 - c 陰イオン界面活性剤
 - d 塩素イオン
 - e 塩分
 - f クロロフィル a
 - g 電気伝導率

イ 公共用水域の底質

- (ア) 底質の暫定除去基準について（昭和50年10月28日環水管第119号）に定められている物質
- (イ) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質
- (ウ) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日、総理府令第6号）に基づく水底土砂に係る判定基準が定められている物質

ウ 地下水の水質

- (ア) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質
- (イ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例に規定する規制基準が定められている物質
- (ウ) 人の健康の保護に関する要監視項目（平成5年3月8日環水管第21号通知）に設定されている項目

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、水質・底質を環境影響評価項目として選定することを

検討する。

- ア 工事中に、土地の改変、地下水又は湧出水の汲み上げ、しゅんせつ、薬剤注入による地盤改良等に伴い、濁水又はアルカリ水が発生すること等による公共用水域の水質・底質又は地下水の水質への影響が予想される場合
- イ 存在・供用時に、「工場及び事業場の建設」、「自然科学研究所の建設」、「下水道終末処理場の建設」等の対象事業で、施設等からの排水による公共用水域の水質・底質又は地下水の水質への影響が予想される場合
- ウ 工事中又は存在・供用時に、「公有水面の埋立て」の対象事業で、埋立て等に伴う流況の変化、底質の改変等による公共用水域の水質・底質への影響が予想される場合
- エ その他公共用水域の水質・底質又は地下水の水質への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 水質・底質の状況

次に掲げる項目のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な状況を把握する。

(ア) 公共用水域の水質の状況

「1(1) 環境影響評価の対象」の公共用水域の水質に係る物質等のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質等を選択し、公共用水域中の濃度及びその変動の状況を把握する。

(イ) 公共用水域の底質の状況

「1(1) 環境影響評価の対象」の公共用水域の底質に係る物質のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質を選択し、公共用水域の底質中の濃度及びその変動の状況を把握する。

(ウ) 地下水の水質の状況

「1(1) 環境影響評価の対象」の地下水の水質に係る物質等のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質等を選択し、地下水中の濃度及びその変動の状況を把握する。

イ 関係法令、計画等

(ア) 環境基本法

(イ) 水質汚濁防止法

(ウ) ダイオキシン類対策特別措置法

(エ) 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

(オ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例

(カ) 横浜市環境管理計画

(キ) 生活環境保全推進ガイドライン

(ク) 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等

(ケ) その他必要な法令、計画等

ウ その他必要事項

予測及び評価を行うにあたって必要となる事項を次に掲げる中から選択し把握する。

第7 水質・底質

(7) 水域の状況

河川の流量・流速、海域の潮位・潮流、地下水の水位等を把握する。

(イ) 地形、地質の状況

水質の希釈、拡散等に影響を及ぼす地形・地質及び工作物の位置、規模等を把握する。

(ウ) 主要な発生源の状況

工場・事業場等主要な発生源を把握する。

(エ) 気象の状況

気温、風向、風速、日照時間、降水量等を把握する。

(オ) 水域利用の状況

農業用水等の河川・地下水の水利用の状況について、将来の水利用計画も含めて把握する。

(カ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 水質・底質の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により水質・底質の状況に影響を及ぼすと想定される公共用水域及び地下水帯水層とする。

調査地点は、対象事業の内容及び河川等の状況、水域利用及び地下水利用の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

年間の水質・底質の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。また、必要に応じて経年変化等を把握する。

(ウ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理、現地調査とし、必要に応じて専門家等へのヒアリングなどを行う。現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(7) 調査地域

原則として「ア 水質・底質の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査、専門家等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 公共用水域の水質・底質及び地下水の水質への影響を最小限にとどめる水準
- (2) 環境基準
- (3) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

「1 (1) 環境影響評価の対象」の公共用水域の水質・底質及び地下水の水質に係る物質等のうち、対象事業の実施により水質・底質の状況に変化を与える物質の濃度等とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

「2 (2) ア 水質・底質の状況」の調査地域、調査地点を勘案して、対象となる水質・底質の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として工事に起因する水質汚濁物質（予測項目に選定した物質等）の発生量が最大となる時期とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 水質汚濁物質の排出量
- (b) 稼働条件
- (c) 排水口条件
- (d) 排出抑制対策等
- (e) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 水質汚濁物質の排出量
- (b) 施設等の稼働条件
- (c) 排水口条件
- (d) その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程等を明確にする。

a 数理モデルによる方法

b 類似事例から推定する方法

第7 水質・底質

類似事例から推定する方法を選択した場合には、水量、水質汚濁物質の排出量、施設等の稼働時間帯及び負荷率等の稼働条件、排水口条件、排水処理対策等から、対象事業との類似性を明らかにする。

○ その他適切な方法

(3) 予測結果

表、等濃度線図、ベクトル図等を用いて分かりやすく整理する。

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

ア 工事に伴う排水処理施設の設置に関する措置

沈砂池、凝集沈殿処理施設、汚濁防止膜の設置等

イ 排水処理施設の維持管理に関する措置

ウ 工事関係者への指導・教育に関する措置

エ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

ア 事業内容に応じた排水処理施設の設置に関する措置

イ 排水処理施設の維持管理に関する措置

ウ 関係者への指導・教育に関する措置

エ その他適切な措置

6 評価

原則として、数値化又は視覚化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が公共用水域の水質・底質及び地下水の水質に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかについて考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地域、調査地点

調査地域は、原則として予測地域とする。

調査地点は、原則として予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。

エ 調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。現地調査は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

なお、次の事項に留意して実施するものとする。

(ア) 水質等の測定にあたっては、対象事業の実施に起因する濃度とバックグラウンド濃度を

区別できる方法を検討する。

(イ) 水質等の測定にあたっては、発生源状況の把握、水循環の調査等も併せて行う。

第8 土壌

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、土壌汚染の状況に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする物質（以下「土壌汚染物質」という。）は次のとおりとする。

- ア 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質
- イ 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、土壌を環境影響評価項目として選定することを検討する。

また、土壌汚染に起因する地下水汚染の発生が予想される場合は、「水質・底質」の環境影響評価項目も併せて選定することを検討する。

- ア 工事中に、土地の形質の変更を行う対象事業で、土地利用の履歴等から判断して、対象事業実施区域において土壌汚染が存在し、又は土壌汚染が存在するおそれがある場合
- イ 存在・供用時に、施設の稼働等による土壌汚染の状況への影響が予想される場合
- ウ その他土壌汚染の状況への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 地歴の状況

対象事業実施区域の過去の土地利用の履歴、過去において土壌汚染物質を取り扱っていた事業場の設置状況、土壌汚染物質の取扱い履歴等を把握する。

イ 土壌汚染の状況

「ア 地歴の状況」の調査の結果、対象事業実施区域の土壌が土壌汚染物質により汚染され、又は汚染されているおそれがあると認められるときは、予測及び評価を行うにあたって必要な事項を次に掲げる中から選択し把握する。

(ア) 土壌汚染が想定される範囲

(イ) 土壌中の土壌汚染物質の濃度

ウ 関係法令、計画等

(ア) 環境基本法

(イ) 土壌汚染対策法

(ウ) ダイオキシン類対策特別措置法

(エ) 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

(オ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例

(カ) 横浜市環境管理計画

(キ) 生活環境保全推進ガイドライン

(ク) 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等

(ケ) その他必要な法令、計画等

エ その他必要事項

予測及び評価を行うにあたって必要となる事項を、次に掲げる中から選択し把握する。

(ア) 地形、地質の状況

地形分布、地盤高、周辺との比高、地層の状況、表層地質の分布、盛土状況等

(イ) 地下水及び帯水層の状況

帯水層の位置、地下水の水位、流向、流速、水質等

(ウ) 利水の状況

表流水の取水の位置、井戸の分布、利用する帯水層、用途等

(エ) 土壌汚染の主要な発生源の状況

(オ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 地歴の状況

(ア) 調査地域

原則として対象事業実施区域とし、土壌汚染物質による汚染が予想される場合は適宜広く設定する。

(イ) 調査方法

原則として、過去の土地利用図、社史及び既往の土壌汚染調査結果等の既存資料の収集整理によるものとし、必要に応じて関係者等へのヒアリングを行う。

イ 土壌汚染の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業実施区域とする。

調査地点は、対象事業の内容及び「ア 地歴の状況」の調査結果に基づき、法令等に定められた方法により適切に設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

土壌汚染の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理によるものとし、必要に応じて現地調査を行う。

なお、現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

ウ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

エ その他必要事項

(ア) 調査地域

原則として、対象事業実施区域及びその周辺とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理によるものとし、必要に応じて現地調査、専門家及び関係機関等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

第8 土壌

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 土壌汚染の防止が適切に図られている水準
- (2) 環境基準
- (3) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 対象事業の実施により変化する土壌汚染の範囲並びに土壌汚染物質の種類及び濃度
- イ 対象事業の実施により生じる汚染土壌の飛散及び地下水への溶出等の拡散の可能性
- ウ 搬出する汚染土壌の量
- エ 対象事業の実施により新たな土壌汚染が発生する可能性

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

原則として「2(2)イ 土壌汚染の状況」の調査地域及び調査地点を勘案して、対象となる土壌汚染の状況を適切に把握し得る地域及び地点とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として工事期間全体とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 汚染土壌の量、質
- (b) 汚染土壌の処理の方法
- (c) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 事業活動による土壌汚染物質の排出濃度、排出量
- (b) 土壌汚染に対する保全対策
- (c) その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 事業計画に基づき、土壌汚染物質の排出量又は排出濃度及び土壌汚染の状況等から予測

する方法

- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

(3) 予測結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 汚染土壌の封じ込め、浄化、掘削除去等の汚染拡散防止の措置
- イ 汚染土壌の掘削、仮置き、搬出、運搬時等における土壌汚染物質の飛散、流出、地下浸透防止のための措置
- ウ 工事関係者への指導・教育に関する措置
- エ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

- ア 適切な排水処理施設、地下浸透防止施設等の設置、点検に関する措置
- イ 土壌汚染物質の代替物質使用に関する措置
- ウ 土壌汚染物質を含む液体等の漏洩を早期発見する構造の選択、点検に関する措置
- エ 関係者への指導・教育に関する措置
- オ 封じ込め措置を行った場合の定期的な地下水モニタリング調査に関する措置
- カ その他適切な措置

6 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が土壌汚染の状況に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかについて考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

- ア 調査頻度
予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。
- イ 調査時期
原則として予測時期とする。
- ウ 調査地域、調査地点
調査地域は、原則として予測地域とする。
調査地点は、原則として予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。
- エ 調査方法
原則として現地調査及び関連資料の整理とする。
なお、必要に応じて発生源状況の把握、地質調査等も併せて行う。

第9 騒音

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う騒音が生活環境に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする騒音は次のとおりとする。

ア 環境基本法に基づく環境基準が設定されている騒音

イ 騒音規制法に基づく規制基準及び許容限度が定められている騒音

ウ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準が定められている騒音

エ 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等の騒音

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、騒音を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 工事中に、建設機械の稼働、工事用車両の走行等による騒音の影響が予想される場合

イ 存在・供用時に、「道路の建設」、「鉄道及び軌道の建設」、「工場及び事業場の建設」、「廃棄物処理施設の建設」、「飛行場の建設」等の対象事業で、施設の稼働、関連車両の走行等による騒音の影響が予想される場合

ウ その他騒音の影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 騒音の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な総合騒音、特定騒音の騒音レベル及びそれらの変動の状況を把握する。

イ 関係法令、計画等

(ア) 環境基本法

(イ) 騒音規制法

(ウ) 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

(エ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例

(オ) 横浜市環境管理計画

(カ) 生活環境保全推進ガイドライン

(キ) 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等

(ク) その他必要な法令、計画等

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し把握する。

(ア) 地形の状況

(イ) 工作物の状況

- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 騒音の主要な発生源の状況
- (オ) 自動車交通量等の状況
自動車交通量、車種構成、道路構造等の状況
- (カ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 騒音の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により騒音の状況に変化を及ぼすと想定される範囲とする。
調査地点は、対象事業の内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。なお、必要に応じて高さ方向の地点も調査する。

(イ) 調査期間、調査時間帯

事業特性及び地域特性を勘案し、騒音の状況を適切に把握し得る期間、時間帯とする。

(ウ) 調査方法

原則として現地調査とし、必要に応じて最新の既存資料の収集整理を行う。
なお、現地調査は公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域

原則として「ア 騒音の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、専門家等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 騒音による影響を最小限にとどめる水準
- (2) 環境基準
- (3) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

「2 (1) ア 騒音の状況」の項目で、対象事業の実施により変化する騒音の状況とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は、「2 (2) ア 騒音の状況」の調査地域を勘案して、対象となる騒音の状況を適切

第9 騒音

に把握し得る地域とする。

予測地点は、「2 (2) ア 騒音の状況」の調査地点を勘案し、調査地域のうちから当該地域の騒音を代表すると予想される地点又は騒音の発生源に近接する地点など、対象となる騒音の状況を適切に把握し得る地点とする。

なお、対象事業の内容、発生源の高さ又は周囲の土地利用の状況によっては、必要に応じて高さ方向も予測する。

イ 予測時期

(7) 工事中

原則として工事に起因する騒音の影響が最大となる時期、時間帯とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期、時間帯とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 工事中

(a) 建設機械に係る条件

- ・ 使用する機械
- ・ 対象事業の工法及び工程
- ・ 工事に係る音源の位置及び数
- ・ 建設機械の稼働条件
- ・ 騒音に対する保全対策
- ・ その他必要な事項

(b) 工事用車両に係る条件

- ・ 工事用車両の走行ルート
- ・ 車種及び台数
- ・ 稼働条件
- ・ その他必要な事項

b 存在・供用時

(a) 道路交通騒音

- ・ 道路構造
- ・ 計画交通量
- ・ 設計速度
- ・ 騒音に対する保全対策
- ・ その他必要な事項

(b) 鉄道騒音

- ・ 軌道の構造
- ・ 運行本数
- ・ 運行速度

- ・ 騒音に対する保全対策
- ・ その他必要な事項

(c) 航空機騒音

- ・ 就航機種
- ・ 飛行計画
- ・ その他必要な事項

(d) 工場及び事業場騒音

- ・ 建物の構造
- ・ 音源の位置及び数
- ・ 稼働条件
- ・ その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程等を明確にする。

- a 数理モデルによる方法
- b 経験的モデルによる方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

(3) 予測結果

次に掲げる事項から適切なものを選択し、表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

- ア 騒音レベルの最大値及びその出現位置
- イ 付加量及び付加量にバックグラウンドを加味した騒音レベル
- ウ 予測地点における騒音レベル
- エ 等値線図（コンター図）
- オ その他適切な事項

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 低騒音型建設機械の使用及び工法に関する措置
- イ 建設機械及び工事用車両の稼働・運行に関する措置
- ウ 防音設備等の設置に関する措置
- エ 工事関係者への指導・教育に関する措置
- オ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

- ア 施設及び設備機器に関する措置
- イ 関連車両の走行に関する措置
- ウ 管理体制及び維持管理に関する措置

第9 騒音

エ その他適切な措置

6 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施による騒音が及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかについて考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地域、調査地点

調査地域は、原則として予測地域とする。

調査地点は、原則として予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。

エ 調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。現地調査は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

第 10 振動

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う振動が生活環境に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする振動は次のとおりとする。

ア 振動規制法に基づく規制基準及び許容限度が定められている振動

イ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準が定められている振動

ウ 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等の振動

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、振動を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 工事中に、建設機械の稼働、工事用車両の走行等による振動の影響が予想される場合

イ 存在・供用時に、「道路の建設」、「鉄道及び軌道の建設」、「工場及び事業場の建設」、「廃棄物処理施設の建設」等の対象事業で、施設の稼働、関連車両の走行等による振動の影響が予想される場合

ウ その他振動の影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 振動の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な環境振動、特定振動の振動レベル及びそれらの変動の状況を把握する。

イ 関係法令、計画等

(ア) 環境基本法

(イ) 振動規制法

(ウ) 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

(エ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例

(オ) 横浜市環境管理計画

(カ) 生活環境保全推進ガイドライン

(キ) 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等

(ク) その他必要な法令、計画等

ウ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

(ア) 地形及び地盤の状況

(イ) 工作物の状況

(ウ) 土地利用の状況

第10 振動

(エ) 振動の主要な発生源の状況

(オ) 自動車交通量等の状況

自動車交通量、車種構成、道路構造等の状況

(カ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 振動の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により振動の状況に変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容並びに土地利用の状況、地形及び地盤の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時間帯

事業特性及び地域特性を勘案し、振動の状況を適切に把握し得る期間、時間帯とする。

(ウ) 調査方法

原則として現地調査とし、必要に応じて最新の既存資料の収集整理を行う。

なお、現地調査は公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域

原則として「ア 振動の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、原則として最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、専門家等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 振動による影響を最小限にとどめる水準

(2) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

「2 (1) ア 振動の状況」の項目で、対象事業の実施により変化する振動の状況とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は、「2 (2) ア 振動の状況」の調査地域を勘案して、対象となる振動の状況を適切に把握し得る地域とする。

予測地点は、「2 (2) ア 振動の状況」の調査地点を勘案し、調査地域のうちから当該地域の

振動を代表すると予想される地点又は振動の発生源に近接する地点など、対象となる振動の状況を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

原則として工事に起因する振動の影響が最大となる時期、時間帯とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期、時間帯とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 工事中

(a) 建設機械に係る条件

- ・ 使用する機械
- ・ 対象事業の工法及び工程
- ・ 工事に係る振動源の位置及び数
- ・ 建設機械の稼働条件
- ・ 振動に対する保全対策
- ・ その他必要な事項

(b) 工事用車両に係る条件

- ・ 工事用車両の走行ルート
- ・ 車種及び台数
- ・ 稼働条件
- ・ その他必要な事項

b 存在・供用時

(a) 道路交通振動

- ・ 道路構造
- ・ 計画交通量
- ・ 設計速度
- ・ 振動に対する保全対策
- ・ その他必要な事項

(b) 鉄道振動

- ・ 軌道の構造
- ・ 運行本数
- ・ 運行速度
- ・ 振動に対する保全対策
- ・ その他必要な事項

(c) 工場及び事業場振動

- ・ 建物の構造

第10 振動

- ・ 振動源の位置及び数
- ・ 稼働条件
- ・ その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせて行う。

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程等を明確にする。

- a 数理モデルによる方法
- b 経験的モデルによる方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

(3) 予測結果

次に掲げる事項から適切なものを選択し、表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

- ア 振動レベルの最大値及びその出現位置
- イ 付加量及び付加量にバックグラウンドを加味した振動レベル
- ウ 予測地点における振動レベル
- エ 等値線図（コンター図）
- オ その他適切な事項

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 低振動型建設機械の使用及び工法に関する措置
- イ 建設機械及び工事用車両の稼働・運行に関する措置
- ウ 工事関係者への指導・教育に関する措置
- エ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

- ア 低振動型施設及び設備機器の使用に関する措置
- イ 関連車両の走行に関する措置
- ウ 管理体制及び維持管理に関する措置
- エ その他適切な措置

6 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施による振動が及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかについて考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地域、調査地点

調査地域は、原則として予測地域とする。

調査地点は、原則として予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。

エ 調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。現地調査は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

第 11 地盤

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、地盤に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、地盤の対象は次のとおりとし、土地の安定性については、必要に応じて地震等の異常な自然現象によって発生する影響を考慮する。

ア 地盤沈下

土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用に伴う地下水位の低下による地盤沈下

イ 土地の安定性

土地の改変又は工作物の設置・撤去により発生する地盤の変形又は破壊等

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかの項目に該当する場合は、地盤を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 工事中に、地下水の揚水、湧出水の排水、掘削工事等に伴う地下水位の低下により地盤沈下
が予想される場合

イ 存在・供用時に、地下水の揚水、湧出水の排水等に伴う地下水位の低下により地盤沈下が予
想される場合

ウ 工事中に、土地の改変、工作物の設置に伴う軟弱地盤上の盛土等により土地の安定性への影
響が予想される場合

エ 工事中又は存在・供用時に、対象事業実施区域に大規模盛土造成地、急傾斜地崩壊危険区域
又は液状化危険度が高い地域等が含まれ、土地の安定性への影響が予想される場合

オ その他地盤への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 地盤の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(ア) 低地、台地等の地形の状況

- a 低地、台地、丘陵地、段丘、埋没谷、埋立地等の地形区分
- b 斜面形状及びその形成過程
- c 大規模盛土造成地の状況

(イ) 地質の状況

- a 地質の種類、分布
- b 地質層序及び重なり方
- c 地質断面及びそれぞれの性状
- d 地質時代
- e 加圧層の性状と規模

- f 沖積層の分布及び軟弱地盤の堆積状況
- (ウ) 地表面の被覆及び雨水の浸透能
- (エ) 地盤の工学的特性
 - a 土質区分
 - b N値
 - c 土の粒度及びコンシステンシー
 - d 透水性
 - e 圧縮性
 - f 粘着力及び内部摩擦角
 - g 単位体積重量等の地盤定数
- (オ) 過去の被災及び被災想定区域の状況
 - a 過去の地震による被災（液状化含む）の状況
 - b 過去の風水害等による斜面崩壊の状況
 - c 被災想定区域等の状況
- イ 地下水の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

 - (ア) 地下水帯水層の位置及び広がり
 - (イ) 地下水位の状況
 - (ウ) 地下水の流向流速
 - (エ) 自然水位
 - (オ) 地下水利用の状況
 - a 揚水水位
 - b 揚水施設の位置及び規模
 - c ストレーナーの位置
 - d 揚水期間
 - e 揚水量
 - f 利用用途
- ウ 地盤沈下の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

 - (ア) 年間地盤沈下量及び累積地盤沈下量
 - (イ) 地盤沈下の範囲、程度及び建築物等への影響
- エ 関係法令、計画等
 - (ア) 環境基本法
 - (イ) 工業用水法
 - (ウ) 宅地造成及び特定盛土等規制法
 - (エ) 地すべり等防止法
 - (オ) 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例
 - (カ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例
 - (キ) 横浜市環境管理計画

第 11 地盤

- (ク) 生活環境保全推進ガイドライン
- (ケ) 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等
- (コ) その他必要な法令、計画等

オ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を把握する。

- (ア) 土地利用の状況
- (イ) 地下水利用の状況
- (ウ) 降水量の状況
- (エ) 湧水の状況
- (オ) 植生の状況
- (カ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 地盤の状況

- (ア) 調査地域、調査地点

対象事業の実施により地盤に影響を及ぼすと想定される地域及び地点とする。

- (イ) 調査期間、調査時期

一般的には時間的変化が少ないことから、可能な時期に一回程度実施する。

- (ウ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査を行う。現地調査を行う場合は次に掲げる方法による。

- a 地形については、現地踏査、空中写真、測量等による方法
- b 地形以外の調査項目については、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法

イ 地下水の状況

- (ア) 調査地域、調査地点

「ア 地盤の状況」の調査地域、調査地点に準じて設定する。

- (イ) 調査期間、調査時期

年間の変化を適切に把握し得る期間、時期とし、調査期間に豊水期、渇水期を含むように設定する。

- (ウ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理又は現地調査による。現地調査を行う場合は次に掲げる方法による。

- a 地下水位の状況については、観測井等を用いる方法、豊水期及び渇水期の地下水位の実測値により、地下水面図を作成し推定する方法等
- b 地下水の流向流速については、流向流速計による方法等

ウ 地盤沈下の状況

- (ア) 調査地域、調査地点

「ア 地盤の状況」の調査地域、調査地点に準じて設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

地盤沈下の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。現地で測量する場合の頻度は、周辺地域の変動状況を考慮して設定する。

(ウ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査を行う。現地調査を行う場合は水準測量又は沈下計による方法を用いる。

エ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

オ その他必要事項

(ア) 調査地域

原則として「ア 地盤の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査、専門家等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 地盤沈下

ア 周辺の工作物に影響を及ぼさない水準

イ その他科学的知見

(2) 土地の安定性

ア 土地の安定性を確保する水準

イ その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

ア 地盤沈下

対象事業の実施による地盤の沈下量とする。

イ 土地の安定性

対象事業の実施により変化する土地の安定性の確保の程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、地点

「2 (2) ア 地盤の状況」の調査地域及び調査地点を勘案し、対象となる地盤の状況を適切に把握し得る地域及び地点とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として工事期間全体とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業に係る工事の完了後の適切な時期とする。なお、供用に伴い地下水の揚水を行う場合については、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 地盤沈下

(a) 工事中、存在・供用時

- ・ 掘削工法（補助工法を含む）
- ・ 掘削深度
- ・ 地下水揚水計画
- ・ その他必要な事項

b 土地の安定性

(a) 工事中、存在・供用時

- ・ 土地の改変計画
- ・ 傾斜地保全工事計画
- ・ 樹林伐採計画
- ・ 工事施工計画
- ・ 盛土の高さ及び範囲
- ・ その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程等を明確にする。

a 数理モデルによる方法

b 事業計画から推定する方法

c その他適切な方法

(3) 予測結果

次に掲げる事項から適切なものを選択し、表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

ア 対象事業実施区域及びその周辺の地盤沈下量

イ 改変範囲及び施設配置と斜面等との重ね合わせ図並びに縦横断面図

ウ その他適切な事項

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

ア 地下水揚水量の低減に関する措置

イ 対象事業実施区域周辺の地下水位の低下防止に関する措置

ウ 地下水流動阻害の改善に関する措置

- エ 地盤改良に関する措置
- オ 地盤、地下水位等の定期的な調査に関する措置
- カ 施工計画及び施工管理に関する措置
- キ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

- ア 雨水等の地下浸透対策に関する措置
- イ 地盤、地下水位等の定期的な調査に関する措置
- ウ 点検、整備に関する措置
- エ その他適切な措置

6 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が地盤に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているか考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地域、調査地点

調査地域は、原則として予測地域とする。

調査地点は、原則として予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。

エ 調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。

第 12 悪臭

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う悪臭が、生活環境に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする悪臭は次のとおりとする。

ア 悪臭防止法に規定する特定悪臭物質

イ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき臭気指数で表示される悪臭

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、悪臭を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 工事中に、しゅんせつ等による悪臭が予想される場合

イ 存在・供用時に、「工場及び事業場の建設」、「廃棄物処理施設の建設」、「下水道終末処理場の建設」等の対象事業で、施設の稼働等による悪臭が予想される場合

ウ その他悪臭が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 悪臭の状況

「1 (1) 環境影響評価の対象」の特定悪臭物質及び臭気指数で表示される臭気の程度のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な特定悪臭物質の濃度又は臭気の強度を把握する。

イ 気象の状況

悪臭原因物の移流及び拡散に影響を及ぼす、次に掲げる事項を把握する。

(ア) 風向

(イ) 風速

(ウ) 気温

(エ) 日射量

(オ) 放射収支量

(カ) 雲量

(キ) その他予測及び評価に必要な事項

ウ 関係法令、計画等

(ア) 環境基本法

(イ) 悪臭防止法

(ウ) 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

(エ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例

(オ) 横浜市環境管理計画

(カ) 生活環境保全推進ガイドライン

(キ) 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等

(ク) その他必要な法令、計画等

エ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し把握する。

(ア) 地形の状況

(イ) 工作物の状況

(ウ) 土地利用の状況

(エ) 悪臭の主要な発生源の状況

(オ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 悪臭の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により悪臭の状況に変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

悪臭の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査を行う。現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ 気象の状況

(ア) 調査地域、調査地点

悪臭の予測及び評価を行うために必要な気象状況を適切に把握し得る範囲、地点とする。

なお、風向、風速及び気温については、必要に応じて鉛直分布の調査も行う。

(イ) 調査期間、調査時期

気象の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

原則として既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査を行う。現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

ウ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

エ その他必要事項

(ア) 調査地域

原則として「ア 悪臭の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、専門家等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

第12 悪臭

3 環境保全目標の設定

「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 悪臭の影響を最小限にとどめる水準
- (2) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

事業特性及び地域特性を考慮し、「1(1) 環境影響評価の対象」の特定悪臭物質の濃度及び臭気指数で表示される臭気の程度のうちから必要な項目を選択する。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

「2(2)ア 悪臭の状況」の調査地域、調査地点を勘案して、対象となる悪臭の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として工事に起因する影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 悪臭を発生する作業の範囲
- (b) 悪臭原因物の排出量
- (c) 作業条件
- (d) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 悪臭原因物の排出量
- (b) 臭気排出強度
- (c) 排出ガス量
- (d) 稼働条件
- (e) 排出方法
- (f) その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程等を明確にする。

- a 数理モデルによる方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

(3) 予測結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中、存在・供用時

ア 悪臭の発生の防止に関する措置

悪臭の発生箇所の清掃、原材料の変更等

イ 悪臭の排出及び拡散の防止に関する措置

密閉化、悪臭を発生する作業場所の変更、装置等による脱臭等

ウ 関係者の指導・教育に関する措置

エ その他適切な措置

6 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が及ぼす悪臭の影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかについて考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地域、調査地点

調査地域は、原則として予測地域とする。

調査地点は、原則として予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。

エ 調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。現地調査は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

なお、次の事項に留意して実施するものとする。

(ア) 特定悪臭物質の濃度、臭気指数等の測定にあたっては、発生源状況の把握、気象調査等も併せて行う。

(イ) 住民へのアンケートによる方法も検討する。

第 13 低周波音

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う低周波音が相当範囲にわたって生活環境に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする低周波音は、中心周波数 1～80Hz の 1/3 オクターブバンド音圧レベルとする。ただし、超低周波音が生じるおそれがある場合には、G 特性音圧レベルも対象とする。

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、低周波音を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 存在・供用時に、工場及び事業場の設備機器、橋梁、鉄道トンネル、飛行場等からの低周波音の影響が予想される場合

イ その他低周波音の影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 低周波音の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な低周波音の音圧レベル及びその変動の状況を把握する。

イ 関係法令、計画等

(ア) 低周波音の測定方法に関するマニュアル

(イ) その他必要な法令、計画等

ウ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げる中から選択し把握する。

(ア) 低周波音の主要な発生源の状況

(イ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 低周波音の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により低周波音の状況に変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時間帯

事業特性及び地域特性を勘案し、低周波音の状況を適切に把握し得る期間、時間帯とする。

(ウ) 調査方法

原則として現地調査とし、必要に応じて最新の既存資料の収集整理を行う。

なお、現地調査は低周波音の測定方法に関するマニュアルに準じて行う。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域

原則として「ア 低周波音の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、原則として最新の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、専門家等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 低周波音による影響を最小限にとどめる水準

(2) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

「2 (1) ア 低周波音の状況」の項目で、対象事業の実施により変化する低周波音の状況とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は、「2 (2) ア 低周波音の状況」の調査地域を勘案して、対象となる低周波音の状況を適切に把握し得る地域とする。

予測地点は、「2 (2) ア 低周波音の状況」の調査地点を勘案し、調査地域のうちから当該地域の低周波音を代表すると予想される地点又は低周波音の発生源に近接する地点など、対象となる低周波音の状況を適切に把握し得る地点とする。

なお、対象事業の内容、発生源の高さ又は周囲の土地利用の状況によっては、必要に応じて高さ方向も予測する。

イ 予測時期

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期、時間帯とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 道路交通低周波音

- ・ 道路構造
- ・ 計画交通量
- ・ 設計速度
- ・ 低周波音に対する保全対策

第 13 低周波音

- ・ その他必要な事項
- b 鉄道低周波音
 - ・ 軌道の構造
 - ・ 運行本数
 - ・ 運行速度
 - ・ 低周波音に対する保全対策
 - ・ その他必要な事項
- c 航空機低周波音
 - ・ 就航機種
 - ・ 飛行計画
 - ・ その他必要な事項
- d 工場及び事業場低周波音
 - ・ 建物の構造
 - ・ 音源の位置及び数
 - ・ 稼働条件
 - ・ その他必要な事項

(1) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程等を明確にする。

- a 数理モデルによる方法
- b 経験的モデルによる方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

(3) 予測結果

次に掲げる事項から適切なものを選択し、表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

- ア 音圧レベルの最大値及びその出現位置
- イ 付加量及び付加量にバックグラウンドを加味した音圧レベル
- ウ 予測地点における音圧レベル
- エ 等値線図（コンター図）
- オ その他適切な事項

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

- (1) 施設及び設備機器に関する措置
- (2) 関連車両の走行に関する措置
- (3) 管理体制及び維持管理に関する措置
- (4) その他適切な措置

6 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施による低周波音の影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかについて考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地域、調査地点

調査地域は、原則として予測地域とする。

調査地点は、原則として予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。

エ 事後調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。現地調査は、低周波音の測定方法に関するマニュアルに準じて行う。

第 14 電波障害

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象の実施が、電波障害に影響を及ぼすと想定される地域における受信障害の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする電波障害の電波はテレビ電波とする。テレビ電波は、地上デジタル放送、衛星放送（BS）、通信衛星放送（CS）等の全てのテレビの放送波とする。また、対象とする受信障害は、遮蔽障害を基本とするが、事業特性に応じて、反射障害、フラッター障害及びパルスノイズ障害も対象とする。

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、電波障害を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 存在・供用時に、「鉄道及び軌道の建設」、「飛行場の建設」、「高層建築物の建設」の対象事業で、テレビ電波の受信障害が予想される場合

イ その他テレビ電波の受信障害が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア テレビ電波の受信の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(ア) 地上デジタル放送及び衛星放送の受信画像、画質

(イ) 共聴設備等の設置状況

(ウ) ケーブルテレビジョンによる再送信の利用等の状況

イ テレビ電波到来の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

なお、横浜市内が放送区域となる放送局の電波を対象とし、必要に応じて隣接都県に送信所がある放送局の電波を対象とする。

(ア) テレビ電波受信に影響を及ぼす受信電波の種類

(イ) テレビ電波の送信場所、送信アンテナの高さ、送信出力

(ウ) テレビ電波到来方向、対象事業実施区域の位置と送信アンテナとの距離

ウ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げる中から選択し把握する。

(ア) 対象事業実施区域内及び周辺の既存建築物の状況

(イ) 地形の状況

(ウ) 対象事業の実施により設置される工作物の状況

(エ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア テレビ電波の受信の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施によりテレビ電波の受信障害を生じると想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び既存建築物の状況、地形の状況等を考慮するとともに、極力均一に分布するように設定する。

(イ) 調査時期

電波受信の状況が適切に把握し得る時期とする。

(ウ) 調査方法

原則として現地調査を行う。

a 受信画質及び電波の強さの調査は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」（一般社団法人日本CATV技術協会）の方法等の一般的に用いられている精度の高い方法とする。

b 受信形態の調査は、外観による確認及びヒアリング等による。

イ テレビ電波到来の状況

原則として「ア テレビ電波の受信の状況」を参考に、最新の既存資料の収集整理又は現地調査による。必要に応じてヒアリング等を行う。

ウ その他必要事項

(7) 調査地域

原則として「ア テレビ電波の受信の状況」の調査地域とする。

なお、必要に応じて電波送信場所とテレビ電波の受信障害を生じると想定される地域の間についても調査地域とする。

(イ) 調査方法

原則として既存資料の収集整理によるもとし、必要に応じて現地調査、専門家及び専門機関等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) テレビ電波の受信障害を最小限にとどめる水準

4 予測

(1) 予測項目

「2 (1) ア テレビ電波の受信の状況」の項目で、対象事業の実施により変化するテレビ電波の受信の状況とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

「2 (2) ア テレビ電波の受信の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となるテレビ電波の受信の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

第 14 電波障害

対象事業の内容により、原則として次の時期とする。

(7) 存在・供用時

- a 対象事業の実施に伴い建設される工作物については、工事が完了した時期とする。
- b 鉄道等の運行又は航空機の飛行を伴う対象事業は、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

- a 建設予定の工作物の規模、配置等
- b 土地の改変計画の内容
- c 列車運行計画、航空機運行計画
- d その他必要な事項

(イ) 予測方法

定量的に把握する方法とし、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 建築物等によるテレビ電波の受信障害の予測計算式
- b その他適切な方法

(3) 予測結果

対象事業実施区域、工作物の位置、テレビ電波の到来方向、遮蔽障害地域等を記入した受信障害予測図を用いて、分かりやすく整理する。

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 存在・供用時

- ア 受信設備等に関する措置
- イ 受信障害に対する個別相談窓口の設置に関する措置
- ウ その他適切な措置

6 評価

原則として、視覚化又は数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が電波障害に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかについて考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として、予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地点

原則として予測地点とする。

エ 調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。

第 15 日影

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う日影が影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、日影を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ただし、対象事業の実施により生じる日影の範囲が、対象事業実施区域内、その周辺の道路若しくは鉄道の敷地内又は工業専用地域内に限定される場合は、日影を選定しないことができる。この場合は、時刻別日影図及び等時間日影図により、日影で配慮すべき施設等へ影響がないことを明らかにする。

ア 存在・供用時に、「高層建築物の建設」の対象事業で、日影が生じることによる影響が予想される場合

イ 存在・供用時に、「道路の建設」、「鉄道及び軌道の建設」の対象事業で、高架道路又は高架鉄道等の設置に伴い、周辺の土地利用状況から、日影が生じることによる影響が予想される場合

ウ 存在・供用時に、「電気工作物（風力発電施設）」の対象事業で、ブレードの回転により日影が地上に生じることによる明暗の影響が予想される場合

エ その他日影が生じることによる影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 日影の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(ア) 地形の状況

(イ) 土地利用の状況

(ウ) 日影に配慮すべき農地の状況

(エ) 既存の工作物の位置及び規模

(オ) 既存の工作物のうち、対象事業による建設予定の工作物との複合影響が生じると想定される工作物からの日影の状況

必要に応じて、既存の工作物による日影の範囲、時間数等を把握する。

イ 関係法令、計画等

(ア) 建築基準法

(イ) 横浜市建築基準条例

(ウ) 都市計画法

(エ) その他必要な法令、計画等

ウ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要な事項を把握する。

(2) 調査方法等

ア 日影の状況

(ア) 調査地域

対象事業の実施により日影が生じると想定される範囲とする。

(イ) 調査方法

原則として、最新の既存資料の収集整理及び現地調査による。

現地調査を行う場合は、一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

(ウ) 調査時期

原則として、冬至日とする。日影に配慮すべき農地がある場合は、必要に応じて春分日（秋分日）又は夏至日についても行う。

イ 関係法令・計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域

原則として「ア 日影の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

原則として既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、専門家等へのヒアリングなどを行う。

(ウ) 調査時期

原則として「ア 日影の状況」の調査時期とする。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 日影による影響を最小限にとどめる水準

(2) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 冬至日の日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の変化の程度

必要に応じて、冬至日以外の日も含む。

イ 日影に配慮すべき農地が日影となる時刻、時間数等の変化の程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

「2 (2) ア 日影の状況」の調査地域、地点を勘案して、対象となる日影の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

原則として対象事業の供用後、対象事業に係る工作物の工事の完了後とする。

なお、予測時期は原則として冬至日とするが、日影に配慮すべき農地がある場合は、必要に応じて春分日（秋分日）又は夏至日についても予測する。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

- ア 建設予定の工作物の規模、配置等
- イ 土地の改変計画の内容
- ウ 日影を受ける既存工作物の規模、配置等
- エ その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- ア 時刻別日影図、等時間日影図を作成する方法
 - (a) 予測は、全て真太陽時により行う。
 - (b) 日影図の作成は、太陽高度により決定される真北を基準とする。
 - (c) 予測測定面は、計画地又は周辺地域の地盤面とする。なお、周辺の地形が北下がり斜面である場合等、特に著しい影響を与えるおそれがある場合は、実情に合わせた測定面を設定する。
 - (d) 時刻別日影図は、日影曲線による方法、日ざし曲線による方法、コンピューターによる方法等により、冬至日の午前 8 時から午後 4 時までの 1 時間又は 30 分ごとの日影図を作成し、その日影範囲を地図上に示す。
- イ コンピューターグラフィックを用いた方法
- ウ 天空図又は天空写真を作成する方法
- エ その他適切な方法

(3) 予測結果

次に掲げる事項から適切なものを選択し、表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

- ア 時刻別日影図、等時間日影図
- イ 日影に配慮すべき農地における日影の状況の変化
- ウ 天空図又は天空写真
- エ その他適切な事項

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 存在・供用時

- ア 工作物に関する措置
 - 高さ、位置、向き、形状
- イ 高架道路、高架鉄道及び軌道における透光性のある遮音壁に関する措置

ウ 盛土等の形状に関する措置

エ その他適切な措置

6 評価

原則として、視覚化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施の実施が及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかについて考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として、予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地点

原則として予測地点とする。

エ 調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。

第 16 風環境

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、風環境に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする風環境は局地的な風向、風速の変化に伴う強風現象の出現とする。「通風の阻害」による影響が生じるおそれがある場合は、事業計画の中で「通風の阻害」に対する具体的な対策の内容を記載する。

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、風環境を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 存在・供用時に、「高層建築物の建設」の対象事業で、風環境への影響が予想される場合

イ 存在・供用時に、「道路の建設」、「鉄道及び軌道の建設」の対象事業で、高架道路又は高架鉄道等の設置に伴い、橋脚部分等の下部構造の形状等から判断して風環境への影響が予想される場合

ウ その他風環境への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 風の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の事項を把握する。

(ア) 上空の風向、風速

(イ) 地表付近の風向、風速

(ウ) 過去の強風の発生場所、発生頻度、風向、風速

イ 既存工作物の状況

既存の大規模な建築物等の位置、形状、規模及び分布状況を把握する。なお、可能な範囲で周辺の開発計画についても把握する。

ウ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げる中から選択し把握する。

(ア) 地形の状況

(イ) 土地利用の状況

(ウ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 風の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により風環境に影響を及ぼすと想定される範囲とする。

上空の風向、風速の調査地点は、対象事業が予定されている範囲の上空又はこれと同等の

データを得られる地点とする。

地表付近の風向、風速の調査地点は、対象事業の内容及び住居の存在、地形の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

風環境への影響を適切に把握し得る期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

最新の既存資料の収集整理又は現地調査等による。現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ 既存工作物の状況

(ア) 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集又は現地調査等による。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域

対象事業の実施により風環境に影響を及ぼすと想定される範囲とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集により行い、必要に応じて現地調査、専門家等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 風環境への影響を最小限にとどめる水準

(2) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 風向、風速

イ 強風の発生場所、発生頻度

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

「2 (2) ア 風の状況」の調査地域、調査地点を勘案して、対象となる風環境への影響を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

原則として対象事業の供用後、対象事業に係る工作物の工事の完了後とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる

事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

- a 建設予定の工作物の規模、配置、防風対策の内容等
- b 土地の改変計画の内容
- c その他必要な事項

(イ) 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。なお、予測を風洞実験又は流体数値シミュレーションで行う場合は、現況の風の状況も実験又はシミュレーションで行う。

- a 風洞実験による方法
- b 流体数値シミュレーションによる方法
- c その他適切な方法

(3) 予測結果

表又は図等を用いて、現況と対比できるよう分かりやすく整理する。

なお、次の事項に留意する。

- ア 風向は、各測定点の風向を水平面に投影された形（水平面内風向）で図示する。
- イ 風速は、代表性のある点に対する割合（比率）として表し、風向の資料を用いてベクトルを図示する。
- ウ 強風の発生頻度は、各点の風速超過確率分布により示す。
- エ 流体数値シミュレーションを用いた場合、限られた評価点だけでなく、調査地域内の評価高さにおける全ての計算セルについてランクを図示する。
- オ 強風が予測される地点については、予測地点ごとに現況と建設後（防風対策がある場合は、防風対策後）の変化が比較できるよう、レーダーチャート等を用い分かりやすく図示する。

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 存在・供用時

- ア 防風対策に係る施設等の設置、維持及び管理に関する措置
- イ 防風植栽の生育環境の確保、維持及び管理に関する措置
- ウ その他適切な措置

6 評価

原則として、数値化又は視覚化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が風環境に及ぼす影響の程度を評価する。なお、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかについて考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

- ア 調査頻度
予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。
- イ 調査時期
原則として予測時期とする。

ウ 調査地域、調査地点

原則として予測地域又は予測地点とする。

エ 調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。

第17 安全

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、安全に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、安全の対象は次のとおりとする。

ア 浸水

(ア) 内容

- a 土地の改変に伴う雨水流出量の変化により発生する洪水・浸水
- b 施設の供用により不特定多数が利用する施設の浸水

イ 火災・爆発

(イ) 内容

施設の供用に伴う火災・爆発の防止等安全性の確保の状況

(イ) 対象とする物質等（以下「危険物等」という。）

- a 高圧ガス保安法に規定する高圧ガス
- b 消防法に規定する危険物及び指定可燃物

ウ 有害物漏洩

(ウ) 内容

施設の供用に伴う有害物漏洩の防止等安全性の確保の状況

(イ) 対象とする物質（以下「有害物等」という。）

- a 毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物
- b 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）に規定する第一種指定化学物質

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、安全を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ただし、危険物等又は有害物等の取扱いを行うものの軽微な影響に止まると想定され、一般的な配慮で十分対応できるという理由で選定しないことができる。この場合はその配慮の内容を事業計画等に記載する。

ア 存在・供用時に、土地の改変に伴う雨水流出量の変化によって洪水・浸水の発生が予想される場合

イ 存在・供用時に、不特定多数が利用する施設の浸水が予想される場合

ウ 存在・供用時に、危険物等又は有害物等の取扱いに伴う事故防止及び安全性の確保が求められる場合

エ その他安全（浸水、火災・爆発、有害物漏洩）への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 風水害等の履歴及び周辺の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(ア) 過去の被災及び被災想定区域の状況

- a 過去の風水害による河川の氾濫、浸水等の状況
- b 過去に発生した類似施設等の火災、爆発、有害物漏洩の状況
- c 被災想定区域等の状況

(イ) 風水害等に関わる地形、地質等の状況

- a 地形、地質
- b 河川の形態、流量及び溢水等の状況
- c 樹林地等の状況

(ウ) 周辺の土地利用等の状況

- a 建築物利用状況（木造住宅地の分布等）
- b 人口の状況
- c 産業の状況
- d 道路の状況
- e 防災体制の状況（避難場所、避難経路、浸水対策）

イ 関係法令、計画等

(ア) 特定都市河川浸水被害対策法

(イ) 高圧ガス保安法

(ウ) 消防法

(エ) 毒物及び劇物取締法

(オ) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(カ) その他必要な法令、計画等

ウ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を把握する。

(2) 調査方法等

ア 風水害等の履歴及び周辺の状況

(ア) 調査地域、調査地点

対象事業の実施又は供用により影響が及ぶと想定される範囲又は地点とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査、専門家等へのヒアリングなどを行う。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域

原則として「ア 風水害等の履歴及び周辺の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

第17 安全

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査、専門家等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 施設利用者の安全性が確保される水準
- (2) 周辺住民の安全性が確保される水準
- (3) 法令等の基準
- (4) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

対象事業の実施による安全性の確保の程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は対象事業実施区域とし、予測地点は対象となる施設の位置とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として工事期間全体とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業に係る工事の完了後の適切な時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容の中から必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 土地の改変計画
- (b) 工事施工計画
- (c) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 防災対策
- (b) 危険物等の保有量、使用施設稼働計画及び安全対策
- (c) 有害物等の保有量、使用施設稼働計画及び安全対策
- (d) その他必要な事項

(イ) 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

a 数理モデルによる方法

b 事業計画から推定する方法

- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

(3) 予測結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 施工計画及び施工管理に関する措置
- イ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

- ア 点検・整備に関する措置
- イ 管理体制に関する措置
- ウ 教育・研修等に関する措置
- エ その他適切な措置

6 評価

原則として、予測結果を環境保全目標と対比することにより評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかについて考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

- ア 調査頻度
予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。
- イ 調査時期
原則として予測時期とする。
- ウ 調査地域、調査地点
原則として予測地域又は予測地点とする。
- エ 調査方法
原則として現地調査及び関連資料の整理とする。

第 18 地域交通

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、地域交通に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、地域交通の対象は次のとおりとする。

ア 交通経路の分断

土地の改変又は工作物の設置・撤去による地域住民の日常的な交通経路への影響

イ 交通混雑

土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用によって発生・集中する自動車による主要な道路及び主要交差点部における交通量・交通流に係る影響

ウ 歩行者等の安全

(ア) 土地の改変又は工作物の設置によって発生・集中する自動車と歩行者又は自転車との交通の安全

(イ) 工作物の設置・撤去によって影響を及ぼす不特定多数の通行の安全

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、地域交通を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 工事中に、工事用車両の走行により交通混雑又は歩行者等の安全に影響を及ぼすことが予想される場合

イ 存在・供用時に、「道路の建設」、「鉄道及び軌道の建設」等の対象事業で、周辺住民の交通経路の分断が予想される場合

ウ 存在・供用時に、発生・集中する自動車が交通混雑に影響を及ぼすことが予想される場合

エ 存在・供用時に、発生・集中する自動車と歩行者又は自転車との交通の安全に影響を及ぼすことが予想される場合

オ 工事中又は存在・供用時に、工作物の設置・撤去により不特定多数の通行の安全に影響を及ぼすことが予想される場合

カ その他地域交通への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 地域交通の状況

(ア) 日常生活圏等の状況

土地の改変又は工作物の設置によって変化する地域交通の交通経路の分断に係る次に示す事項について把握する。

a 日常生活圏の状況

(a) 公共施設等の位置、種類及び利用状況

(b) 地縁による団体の状況

b 周辺住民の日常的な交通経路

- (a) 周辺住民の交通経路及び交通の状況
- (b) 通学区域（学区）、通学路の状況
- (c) 公共交通機関の状況
- (d) 避難場所等の状況

(イ) 道路の状況

地域交通に関係する次に示す事項について把握する。

- a 生活道路及び幹線道路の状況
- b 主要な交通経路及び交通量の状況（渋滞発生状況を含む）
- c 主要交差点における交通管理の状況
- d 交通安全対策の状況
- e 交通事故の発生状況

(ウ) 歩行者及び自転車の状況

歩行者及び自転車の安全な通行に関係する次の事項について把握する。

- a 主要な通行経路、歩行者及び自転車数、歩行空間の幅員、その他歩行者及び自転車の安全な通行に関係する事項
- b 工作物の設置、撤去による通行経路の変化、歩行空間の幅員の変化、その他歩行者及び自転車の工事中の安全な通行に関係する事項

イ 関係法令、計画等

- (ア) 道路法
- (イ) 道路交通法
- (ウ) 都市計画法
- (エ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (オ) 横浜市都市計画マスタープラン
- (カ) 横浜市都市交通計画
- (キ) その他必要な法令、計画等

ウ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細に必要なとなる次の事項を把握する。

- (ア) 地形等の状況
- (イ) 土地利用の状況
- (ウ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 地域交通の状況

- (ア) 調査地域、調査地点
対象事業の実施により地域交通に影響を及ぼすと想定される範囲、地点とする。
- (イ) 調査期間、調査時期
地域交通の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。
- (ウ) 調査方法

第 18 地域交通

原則として最新の既存資料の収集整理及び現地調査を行う。また、必要に応じて専門家等へのヒアリングなどを行う。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域

「2 (2) ア 地域交通の状況」の調査地域に準じる。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査を行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 交通経路の分断及び交通混雑への影響を最小限にとどめる水準

(2) 交通経路の分断及び交通混雑を改善する水準

(3) 歩行者及び自転車の安全で円滑な通行を確保する水準

(4) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 交通経路の分断の位置及びその影響の程度

イ 将来交通量（将来一般交通量及び関連車両の交通量、交通容量比）

ウ 交差点における需要率及び交通容量比

エ 歩行者等の安全に及ぼす影響の程度

オ その他必要な項目

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

「2 (2) ア 地域交通の状況」の調査地域、調査地点を勘案して、対象となる地域交通の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として工事用車両の台数が最大となる時期など、地域交通に最も影響を及ぼす時期とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる

事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

- a 施工計画
- b 交通計画（自動車、歩行者及び自転車の交通量、設計速度等）
- c 保全対策
- d その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 理論計算式による方法（動的交通シミュレーション解析等を含む。）
- b その他適切な方法

(3) 予測結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 工事用車両の走行ルート及び走行時間に関する措置
- イ 周辺住民等への周知に関する措置
- ウ 工事関係者への指導及び教育に関する措置
- エ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

- ア 公共交通機関の利用促進に関する措置
- イ 関連車両の運行管理に関する措置
- ウ 代替道路等の設置に関する措置
- エ 交通運用の変更に関する措置
- オ その他適切な措置

6 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が地域交通に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避若しくは低減しているか、又はプラス面の効果について考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

- ア 調査頻度
予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。
- イ 調査時期
原則として予測時期とする。
- ウ 調査地域、調査地点
原則として予測地域又は予測地点とする。

第 18 地域交通

エ 調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。

第 19 景観

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、景観に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする景観は、次のとおりとする。

- ア 丘陵、河川等によって構成される自然景観
- イ 土地利用、街並み等によって構成される都市景観
- ウ 地域の生活空間が一体として有している地域景観

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、景観を環境影響評価項目として選定することを検討する。

- ア 存在・供用時に、主要な景観構成要素の直接的な改変並びにその改変に伴う地域景観の特性の変化及び近景域の変化が予想される場合
- イ 存在・供用時に、対象事業実施区域又はその周辺の代表的な眺望地点からの眺望の変化が予想される場合
- ウ その他景観への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 景観の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(ア) 地域景観の特性

次に掲げる主要な景観構成要素及びこれらの構成要素が一体として有している地域景観の特性を把握する。

- a ランドマークとなっている建築物、道路、橋りょう等の工作物
- b 海、河川等の水辺
- c 市街地の良好な景観を構成する並木、公園、樹林、農地等の緑地
- d 地域の景観を特徴付ける地形、街並み
- e 里山景観を構成する樹林、農地等
- f 史跡等の文化財、歴史的建造物
- g その他の景観

(イ) 主要な眺望地点（近景域、中景域、遠景域）からの景観

対象事業実施区域周辺の眺望地点の位置及び分布状況、眺望地点から眺望できる主要な景観構成要素、眺望領域等の状況を把握する。

(ウ) 近景域の状態

主要な眺望地点に加え対象事業実施区域及びその近傍の場で、生活空間、良好な景観の形成、圍繞景観、圧迫感の状態を把握する。

イ 関係法令、計画等

- (ア) 景観法
- (イ) 横浜市景観計画
- (ウ) 横浜市景観ビジョン
- (エ) 都市計画マスタープラン
- (オ) 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例
- (カ) 横浜市水と緑の基本計画
- (キ) その他必要な法令、計画等

ウ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を把握する。

(2) 調査方法等

ア 景観の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の事業特性及び地域特性を勘案して、対象事業の実施により、主要な眺望地点からの可視領域のうち、景観に影響を及ぼすと想定される地域とする。

調査地点は、対象事業の事業特性及び地域景観の特性を参考に設定する。

(イ) 調査時期、調査時間帯

調査時期は、景観の状況が把握できる晴天の日等の適切な時期とし、晴天の日とすることが望ましい。必要に応じて四季を通しての景観を把握する。

調査時間帯は、昼夜など地域景観の特性に応じた適切な時間帯とする。

(ウ) 調査方法

原則として写真撮影等の現地調査、最新の既存資料の整理による。なお、『環境アセスメント技術ガイド』等も参考にする。

主要な眺望地点からの景観について写真撮影する場合は、人間の視野角と同等のレンズを使用することを基本とし、撮影日時等の撮影条件を明らかにする。

近景域の状態のうち圍繞景観は、対象事業実施区域及びその近傍を景観区に区分したうえで、景観区ごとに状況等を整理する。

イ 関係法令・計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域

原則として「ア 景観の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査を行う。

(3) 調査結果

原則として、次の事項から必要なものを選択し、表、図又は写真等を用いて分かりやすく整理する。

ア 眺望地点の分布を示した図

- イ 眺望地点の特徴を整理して記載した表
- ウ 眺望地点からの景観の状況が把握できる写真
- エ 近景域の調査は、近景域の現況が把握できる写真

3 環境保全目標の設定

「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、横浜市景観ビジョンの景観づくりの方向性をはじめ、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 地域景観を保全する水準
- (2) 周辺景観の調和を損なわない水準
- (3) 主要な眺望地点からの眺望阻害を最小限にとどめる水準
- (4) 良好な景観の形成

4 予測

(1) 予測項目

「2(1) ア 景観の状況」の項目で、対象事業の実施により変化する景観の状況とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

「2(2) ア 景観の状況」の調査地域、調査地点を勘案して、対象となる景観の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

原則として工事完了後とし、事業内容を勘案した時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

- a 建設予定の工作物の規模、デザイン、配置
- b 土地の改変計画、修景計画
- c その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。なお、『環境アセスメント技術ガイド』等を参考とする。

- a 主要な眺望地点からの景観
 - (a) 完成予想図の作成による方法
 - (b) 可視領域図の作成による方法
 - (c) その他適切な方法
- b 近景域の状態
 - (a) 完成予想図の作成による方法
 - (b) 景観区の区分と事業計画の重ね図による方法
 - (c) その他適切な方法

(3) 予測結果

表、図又は写真等を用いて分かりやすく整理する。

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 存在・供用時

- ア 周辺景観と調和した施設等の維持管理に関する措置
- イ 植栽の生育環境の確保及び適切な維持管理に関する措置
- ウ 地域景観の特性と調和した状況の維持に関する措置
- エ その他適切な措置

6 評価

原則として、視覚化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が景観に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避若しくは低減しているか、又はプラス面の効果について考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として、予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地点

原則として予測地点とする。

エ 調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。

第 20 触れ合い活動の場

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、触れ合い活動の場に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする触れ合い活動の場とは、不特定多数の人が日常的に自然との触れ合い活動を行う機能を持つ場とし、自然の観察、体験、学習、研修等を目的とする公共的施設を含む。

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、工事中又は存在・供用時において、触れ合い活動の場を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 対象事業実施区域内に触れ合い活動の場が存在する場合

イ 対象事業実施区域の周辺に存在する触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路への影響が予想される場合

ウ 触れ合い活動の場を新たに創出する場合

エ その他触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 触れ合い活動の場の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(ア) 触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況等

(イ) 触れ合い活動の場の活動特性

(ウ) 触れ合い活動の場までの利用経路

イ 関係法令、計画等

(ア) 横浜市水と緑の基本計画

(イ) 横浜みどりアップ計画

(ウ) 横浜市都市計画マスタープラン

(エ) 横浜市環境管理計画

(オ) その他必要な法令、計画等

ウ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を把握する。

(2) 調査方法等

ア 触れ合い活動の場の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、触れ合い活動の場に影響が及ぶと予想される範囲とする。

第 20 触れ合い活動の場

調査地点は、調査地域に含まれる触れ合い活動の場の状況に応じて設定する。

(イ) 調査時期、調査期間、調査時間帯

触れ合い活動の場の状況を適切に把握し得る時期、期間又は時間帯とし、季節により変動があることに留意して設定する。

(ウ) 調査方法

原則として既存資料の収集整理及び現地調査とする。また、必要に応じて専門家等へのヒアリングなどを行う。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域

原則として、「ア 触れ合い活動の場の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

原則として、既存資料の収集整理及び現地調査とする。また、必要に応じて専門家等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路への影響を最小限にとどめる水準
- (2) 触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路を維持する水準
- (3) 触れ合い活動の場の状況、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路の状況を向上する水準
- (4) 新たな触れ合い活動の場の創出

4 予測

(1) 予測項目

次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 触れ合い活動の場の変化の程度

イ 触れ合い活動の場の活動特性の変化の程度

ウ 触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は、「2 (2) ア 触れ合い活動の場の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となる触れ合い活動の場の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期、予測時間帯

(ア) 工事中

予測時期は、原則として工事期間全体にわたって工事工程及び工事の区域の変化等による影響を把握し、工事の実施による触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性、触れ合い活動の場までの利用経路への影響が最も大きくなる時期とする。

予測時間帯は、原則として調査により把握した触れ合い活動の場が最も利用される時間帯とする。

なお、季節の変動等により利用状況が異なる場合では、適切な時期及び時間帯を複数設定することも検討する。

(イ) 存在・供用時

予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常な状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

- a 工事施工計画
- b 土地の改変計画
- c 土地利用計画、施設配置計画
- d 施設の運用計画
- e その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として、定量的に把握する方法とし、『環境アセスメント技術ガイド』等を参考に、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 対象事業の内容と触れ合い活動の場を重ね合わせる方法
- b 対象事業の他の環境影響評価項目の予測結果と触れ合い活動の場を重ね合わせる方法
- c その他適切な方法

(3) 予測結果

表、図又は写真等を用いて分かりやすく整理する。

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 施工計画に関する措置
- イ 建設機械や工事用車両の稼働及び運行に関する措置
- ウ 利用経路を確保するための迂回路に関する措置
- エ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

- ア 触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路の維持に関する措置
- イ 触れ合い活動の場の状況、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路の状況の向上に関する措置
- ウ 触れ合い活動の場の管理に関する措置

第 20 触れ合い活動の場

エ その他措置

- (7) 施設の稼働に関する措置
- (イ) 関連車両の走行に関する措置
- (ウ) その他適切な措置

6 評価

原則として、視覚化又は数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が触れ合い活動の場に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避若しくは低減しているか、又はプラス面の効果について考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期、調査時間帯

原則として予測時期、予測時間帯とする。

ウ 調査地域、調査地点

原則として予測地域、予測地点とする。

エ 調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。

また、必要に応じて専門家等へのヒアリングなどを行う。

第 21 文化財等

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、文化財等に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする文化財等は次のとおりとし、動物、植物に関する文化財等は「生物・生態系」又は「緑地」の環境影響評価項目で扱うものとする。

ア 文化財保護法第 2 条第 1 項第 1 号の有形文化財のうち建造物であって、同法第 27 条第 1 号の規定により重要文化財に指定されたもの

イ 神奈川県文化財保護条例第 2 条第 1 号の有形文化財のうち建造物であって、同条例第 4 条第 1 項の規定により県指定重要文化財に指定されたもの

ウ 横浜市文化財保護条例第 2 条第 1 号の有形文化財のうち建造物であって、同条例第 6 条第 1 項の規定により市指定有形文化財に指定されたもの

エ 文化財保護法第 2 条第 1 項第 4 号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同法第 109 条第 1 項の規定により史跡名勝天然記念物に指定されたもの

オ 神奈川県文化財保護条例第 2 条第 4 号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同条例第 31 条第 1 項の規定により県指定史跡名勝天然記念物に指定されたもの

カ 横浜市文化財保護条例第 2 条第 4 号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同条例第 40 条第 1 項の規定により市指定史跡名勝天然記念物に指定されたもの

キ 文化財保護法第 93 条第 1 項に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地

(2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、文化財等を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 工事中又は存在・供用時に、文化財等への影響が予想される場合

イ 工事中に、建設機械の稼働、工事用車両の走行等による文化財等への影響が予想される場合

ウ 存在・供用時に、施設の存在、施設の稼働、関連車両の走行等による文化財等への影響が予想される場合

エ その他文化財等への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 文化財等の状況

(ア) 文化財の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

- a 種類
- b 位置又は範囲
- c 指定区分及びその概要
- d 周辺環境

第 21 文化財等

(イ) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

- a 位置又は範囲
- b 内容及び分布状況等
- c 周辺環境

イ 関係法令、計画等

(ア) 文化財保護法

(イ) 神奈川県文化財保護条例

(ウ) 横浜市文化財保護条例

(エ) 横浜市文化財保存活用地域計画

(オ) その他必要な法令、計画等

ウ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項把握する。

(2) 調査方法等

ア 文化財等の状況

(ア) 調査地域、調査地点

対象事業の実施により、文化財等に影響を及ぼすと想定される地域、地点とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、本市の関係機関との協議を行うものとする。

また、必要に応じて現地調査等を行う。現地調査を行う場合は本市の関係機関の意見を参考にして行う。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域

原則として「ア 文化財等の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、本市の関係機関との協議を行うものとする。

また、必要に応じて現地調査等を行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 文化財等の価値を損なうことなく保存する水準
- (2) 適正に記録保存する水準

4 予測

(1) 予測項目

対象事業の実施により、文化財等に影響を与えるおそれのある項目から必要なものを選択する。

- ア 文化財の現状変更の程度
- イ 文化財の周辺環境の改変の程度
- ウ 周知の埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は、「2 (2) ア 文化財等の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となる文化財等の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

原則として工事期間全体とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業に係る工事の完了後又は供用開始後で、文化財等への影響が発生すると想定される適切な時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

- a 土地の改変計画
- b 土地利用計画・施設配置計画
- c 工事施工計画
- d その他必要な事項

(イ) 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 対象事業の内容から文化財等の変化の程度を把握して、推定する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

(3) 予測結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

ア 文化財

- (7) 文化財への工事による影響抑制に関する措置
- (イ) 周辺環境の改変による文化財への影響抑制に関する措置
- (ウ) その他適切な措置

イ 周知の埋蔵文化財包蔵地

- (7) 施工計画に関する措置

第 21 文化財等

(イ) 周辺環境の改変による周知の埋蔵文化財包蔵地への影響抑制に関する措置

(ウ) その他適切な措置

(2) 存在・供用時

ア 文化財

(ア) 現地保存に関する措置

(イ) 現地保存できない場合における移転、移築保存等に係る計画に関する措置

(ウ) その他適切な措置

イ 周知の埋蔵文化財包蔵地

(ア) 現状保存に係る計画に関する措置

(イ) 包蔵されている埋蔵文化財の適正な記録保存に係る計画に関する措置

(ウ) その他適切な措置

6 評価

原則として、視覚化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が文化財等に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているか考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地域、調査地点

原則として予測地域及び予測地点とする。

エ 調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。

横浜市 みどり環境局 環境保全部 環境影響評価課

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

電話：045-671-2495／ファクス：045-663-7831

メールアドレス：mk-eikyohyoka@city.yokohama.lg.jp